

第4章 オーストラリア

第4章 オーストラリア

第4章 オーストラリア	255
1. 国家行政組織	255
(1) 国家統治の概観	255
(2) 国家行政組織の全体像	257
(ア) 設置根拠	257
(イ) 省庁	258
(ウ) 各省庁の予算	261
(エ) 公務員の種類と定員	262
(3) 国家行政組織改革	265
(ア) 国家行政組織改革の全体像	265
(イ) 国家行政組織改革の具体例	266
(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革	270
(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧	270
(イ) 各改革の背景・目的・効果	271
2. スポーツ政策に係わる行政組織	272
(1) スポーツ担当省	272
(ア) 体制	272
(イ) 権限の根拠	276
(ウ) 財源	276
(エ) 予算	276
(オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係	277
(2) スポーツに関する独立行政法人等	279
(ア) オーストラリアスポーツコミッション (ASC)	280
(イ) オーストラリアスポーツ財団 (ASF)	288
(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野	290
(ア) 障害者スポーツ	290
(イ) 学校体育	290
(ウ) スポーツ施設・公園整備	291
(エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり	292
(オ) スポーツ産業の振興	292
3. 参考文献	293

第4章 オーストラリア¹

1. 国家行政組織

(1) 国家統治の概観

オーストラリア連邦は、オーストラリア女王（Queen）を元首とする立憲君主国であり、1901年制定のオーストラリア連邦憲法に規定がある。オーストラリアにおいては、しばしば“the Crown”という言葉で連邦や州の「行政政府」が示される。もとよりそれは、イギリスにおいて王冠、つまり国王が国家の象徴とされ、やがて議会主権の確立により国王の立法権が名目的なものとなった、という伝統と歴史に由来するものである。したがってこの言葉は立法府ではなく、各省庁を含む行政府を指す場合に使われる。

かつてイギリスの植民地であった6つの州が連合して連邦政府を創設した経緯から、現在のオーストラリアは、連邦政府の下に6つの州政府（State Government）及び2つの準州政府（Territorial Government）があり、その下位に多数の地方政府（Local Government または municipality; 基礎自治体）が存在する。連邦政府と州政府の権限配分は、憲法上連邦政府の権限を限定列挙し、残りを州政府権限としており、連邦政府の権限が最小となるよう意図されている。憲法において政府権限は3種類に分類され、連邦政府によって行使される専管的（または専属的）権限、連邦と州の何れによっても行使される共管的権限、州によって行使される残余権限に分かれる。

連邦の行政権を実際に担っているのは、首相（prime minister）とその内閣である。閣僚はすべて連邦議会議員であり、議会に対し連帯して責任を負う。こうした議院内閣制と大臣責任原則は、いうまでもなくイギリスの制度を範としたものであり、連邦成立以前に各植民地において確立された制度であった。もっとも、首相と内閣は憲法には規定されず、慣行として機能しているところもイギリスの場合と同様である。政策決定における内閣の権限や機能は、憲法にも法律にも規定されていない。憲法上は、「連邦の行政権は、女王に属し、女王の代理としての総督がこれを行行使する」とされる（第61条）²。総督に対する助言機関として連邦行政評議会（Federal Executive Council）が置かれ、その構成員は総督により選任され、「総督の意にかなう限り在任する」（第62条）。総督は、連邦政府各省を統轄する「女王の国务大臣（Queen's Ministers of State）」を任命する（第64条第1項及び第2項）。国务大臣（Minister of State）は、連邦行政評議会の構成員ともなる（同条第2項）。

¹ 本章においてオーストラリアの通貨（オーストラリアドル）を表す場合は、豪ドルまたはAUDと表記する。参考までに、2012年における対円年平均為替レートは、1豪ドル=82.63円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

² 1993年にキーティング労働党政権のもとで共和制諮問委員会（Republic Advisory Committee）が設置され、総督に代えて大統領を設置する憲法改正が検討され、1996年の総選挙で政権についたハワード自由党・国民党連立内閣は1999年11月に国民投票を実施したものの、過半数の賛成を得られなかった。その後2007年11月の総選挙による政権交代でラッド労働党内閣は再度共和制論議をすすめたが政変で辞任に追い込まれた。現在第二次内閣を率いる後任のギラード労働党内閣も共和制支持であるとされる。

参考：齋藤憲司（2009）「共和制移行論議—オーストラリアのモデル」国立国会図書館調査及び立法考査局「オーストラリア・ラッド政権の1年 総合調査報告書」

<http://www.ndl.go.jp/data/publication/document/2009/200885/12.pdf>

第4章 オーストラリア

憲法中「行政評議会における総督（Governor- General in Council）」とある場合、総督は連邦行政評議会の助言に基づき行動するものとされる（第 63 条）。実際には、総選挙後に下院で多数を占めた政党の党首が首相となり、総督は首相の助言に基づき各国務大臣を任命する。女王の代理たる総督は、後に述べる留保権力を行使する場合を除いては、内閣及び国務大臣の助言に基づいて行動する。

国務大臣は、連邦議会議員であるか、3か月以内に議員にならなければならない（第 64 条第 3 項）。国務大臣の任命は、連邦成立時の選挙前の内閣を除き、常に連邦議会議員のなかから行われている。3か月の猶予規定は、議会の解散から総選挙時までの間や、一方の議院の議員を辞職し他方の議院で当選するまでの間などに、大臣職を保持するために使われている。国務大臣の定数については、第 65 条により「議会が別に定めるまでの間」は 7 人以下とされていたが、現在では 1952 年国務大臣法（Ministers of State Act 1952）の規定により 30 人以下とされている。

内閣は、議会に対し連帯責任を負う。したがって首相以下の大臣は進退を共にする。大臣は、閣議で承認された事項について、議会において反対を表明し、または公の場で批判してはならない。閣議の議事については非公開とされる³。

行政機関の長である国務大臣については、憲法第 II 章（The Executive Government）の第 61 条から第 70 条までに連邦の行政機関について定められ⁴、第 65 条には国務大臣の数は立法府である議会が定めるとされている。そして 1952 年国務大臣法（Ministers of State Act 1952）の第 4 条に国務大臣の総数上限が 42 人と定められ、国務大臣は最大 30 人、政務官（Parliamentary Secretary）は最大 12 人までとされている⁵。

国務大臣は閣議に出席するため、閣内大臣（Cabinet Minister）とも呼ばれる。国務大臣のほかに、閣議には出席しないが国務大臣を補佐する副大臣的な役割の担当大臣や特別国務大臣も設置されており、憲法にはこれを妨げる規定はない。本章では、このような閣議に出席しないが特定の省において国務大臣を補佐する職にある大臣を閣外大臣としている⁶。

2012 年 3 月に発足したギラード第 2 次内閣における国務大臣、閣外大臣、政務官の配置を各省ごとに整理すると、次のようになる⁷。

³ 国立国会図書館調査及び立法考査局（2003）「オーストラリアの憲法事情」

<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2003/2/20030206.pdf>

⁴ COMMONWEALTH OF AUSTRALIA CONSTITUTION ACT

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/coaca430/

⁵ MINISTERS OF STATE ACT 1952 - SECT 4

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/mosa1952217/s4.html

最新改正は 1999 年、Ministers of State and Other Legislation Amendment Bill 1999 による

<http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/bill/mosaolab1999496/>

⁶ Australian Government Solicitor, Office of General Counsel

<http://www.ag.gov.au/publications/legal-briefing/br61.htm>

⁷ Commonwealth Government, Second Gillard Ministry, 5 March 2012

<http://www.aph.gov.au/~media/03%20Senators%20and%20Members/32%20Members/Lists/minlist5Mar.a.shx>

<http://australia.gov.au/topics/government-and-parliament/prime-minister-and-ministry/government-ministry>

図表-4-1 各省の国務大臣、閣外大臣、政務官（2012年3月ギラード第2次内閣）

	省	国務大臣	閣外大臣	政務官
1	法務省	Attorney-General's Department 司法長官 緊急事態管理担当大臣	クイーンズランド水 害復興担当大臣	なし
2	農水林業省	Department of Agriculture, Fisheries and Forestry 農水林業大臣	なし	農水林業担当政務官
3	ブロードバンド通 信デジタル経済省	Department of Broadband, Communications and the Digital Economy ブロードバンド通信デ ジタル経済大臣	なし	なし
4	気候変動エネルギー 効率省	Department of Climate Change and Energy Efficiency 気候変動エネルギー効 率大臣	なし	気候変動エネルギー 効率担当政務官
5	国防省	Department of Defence 国防大臣	国防調達担当大臣 国防科学兵員担当大 臣	国防政務官（2人）
6	教育雇用関係省	Department of Education, Employment and Workplace Relations 学校教育幼児青年大臣 雇用職場関係大臣	幼児育児担当大臣	学校教育職場関係担 当政務官
7	家族住宅地域サー ビス先住民省	Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs 家族地域サービス先住 民大臣 障害者制度改革大臣 住宅大臣 ホームレス対策大臣	地域サービス担当大 臣 女性の地位担当大臣	障害者キャリア担当 政務官
8	財政規制緩和省	Department of Finance and Deregulation 財政規制緩和大臣	特別国務大臣 規制緩和補佐大臣	なし
9	外務貿易省	Department of Foreign Affairs and Trade 外務大臣 貿易大臣	なし	貿易担当政務官 太平洋諸島担当政務 官 外務政務官
10	保健高齢化省	Department of Health and Ageing 保健大臣 メンタルヘルス高齢化 大臣	先住民保健担当大臣	保健高齢化担当政務 官
11	人材サービス省	Department of Human Services なし	人材サービス担当大 臣	なし
12	移民市民権省	Department of Immigration and Citizenship 移民市民権大臣	多文化関係担当大臣	なし
13	産業技術革新科学 研究高等教育省	Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education 産業技術革新大臣 小企業大臣 高等教育技能科学研究 担当大臣	産業技術革新補佐大 臣	産業技術革新担当政 務官 高等教育技能担当政 務官
14	インフラ運輸省	Department of Infrastructure and Transport インフラ運輸大臣	なし	インフラ運輸担当政 務官
15	地域開発地方自治 体芸術スポーツ省	Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sport 地域開発地方自治体大 臣 芸術大臣	スポーツ担当大臣	なし
16	資源エネルギー観 光省	Department of Resources, Energy and Tourism 資源エネルギー大臣 観光大臣	なし	なし
17	持続性環境水人口 地域省	Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities 持続性環境水人口地域 大臣	なし	持続性都市水資源担 当政務官
18	首相内閣省	Department of the Prime Minister and Cabinet (首相)	公共サービス向上担 当大臣 デジタル生産性補佐 大臣 ANZAC 首相補佐大臣	内閣秘書官 首相補佐官
19	財務省	Department of the Treasury 財務大臣 金融サービス退職年金 保障大臣	財務副大臣	財務担当政務官
20	退役軍人省	Department of Veterans' Affairs なし	退役軍人担当大臣	なし

（首相・内閣省ウェブサイトの諸情報を整理したもの）

（2）国家行政組織の全体像

（ア）設置根拠

第4章 オーストラリア

オーストラリアの中央行政機関の設置は、議会の議決を経て総督が発令する行政組織令（AAO：Administrative Arrangements Order）という法律に準拠して実施される。

過去の行政組織令は、首相・内閣省が官報への公告日順に公表している⁸。

行政組織令は、各省が所管する「行政事務（Matters dealt with by the Department）」と、省の長である大臣が執行する「行政作用法（Legislation administered by the Minister）」について、別表（Schedule）に羅列、または変更事項のみを記載する形式で発令される。

この行政組織令において示される「行政事務」は、例えば Housing（住宅）、Education（教育）、Regional Development（地域開発）など、連邦が取り扱う事項の名称が端的に示され、各省が所管する行政事務の内容は、そのまま省の名称となる。

（イ）省庁

オーストラリアの行政機関（Australian Government Administration）のうち、1999年公共サービス法（The Public Service Act 1999）により政府が従業員の雇用主となっている、すなわち公共サービス法の下で国家公務員を擁している機関は、APS（Australian Public Service）と呼ばれる。いっぽう、APSでない行政機関には、その機関の従業員の雇用関係に関する準拠法が公共サービス法以外の法律であるものをいい、軍人、議会職員、警察職員などは、各々が属する機関の雇用関係準拠法が別途定められている⁹。

国家公務員と公共サービスを管理監督する連邦機関は、APSC（Australia Public Service Commission；オーストラリア公共サービス委員会）である。公共サービス法を根拠とする行政機関はAPS エージェンシー（APS Agencies）と呼ばれるが、これは省（Department）及び庁（agencies）をも含む広義の行政機関を指す。APSCによれば、APS エージェンシーはA～Eの5つのカテゴリーに分類され、2013年1月4日現在、合計122機関が存在する。

なお、オーストラリア政府は、省、庁を含め、APS エージェンシーの機構図を公表していない¹⁰。

⁸ Department of Prime Minister and Cabinet – Parliamentary Information - <http://www.dpmc.gov.au/parliamentary/>

⁹ James Whelan（2011）“The State of the Australian Public Service - An alternative report” p.19~ Staffing the public service http://cpd.org.au/wp-content/uploads/2011/08/CPD_OP12_2011_State_of_APS_Whelan.pdf

¹⁰ オーストラリア政府の各府省及びオンライン・ディレクトリのページでは、機構図という形式ではなく、アルファベット順に掲載したリスト形式のものが掲載されている。

Australian Government: Departments <http://www.australia.gov.au/Departments>
Government online directory <http://www.directory.gov.au/>

図表-4-2 APS エージェンシーのカテゴリー (2013年1月4日)¹¹

カテゴリー	形態	機関数
カテゴリーA	省 (Departments)	20
カテゴリーB	庁 (Statutory Agencies ; with all staff employed under the Public Service Act 1999 (the PS Act) 公共サービス法に基づき全職員が公務員として雇用されている機関	69
カテゴリーC	庁 (Statutory Agencies which have the capacity to employ staff under the PS Act as well as their own enabling legislation (dual staffing bodies) 公共サービス法に基づく機関であるが、職員任用のための法的根拠が別途定められ、非公務員の任用も可とする機関	16
カテゴリーD	特別業務庁 (Executive Agencies)	7
カテゴリーE	省庁付属機関 職員の任用は公共サービス法に基づき行われるが、同時に財務管理アカウンタビリティ法 (Financial Management and Accountability Act 1997) または会社法等の適用を受ける機関で、一定の独立性が認められるもの。その多くは省または庁の組織に付属している。	10
合計		122

図表-4-3 APS エージェンシーのカテゴリー別機関名 (2013年1月4日)

カテゴリーA : 省 (20 省)	
1. Attorney-General's Department	法務省
2. Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	農水林業省
3. Department of Broadband, Communications and the Digital Economy	ブロードバンド通信デジタル経済省
4. Department of Climate Change and Energy Efficiency	気候変動エネルギー効率省
5. Department of Defence	国防省
6. Department of Education, Employment and Workplace Relations	教育雇用関係省
7. Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs	家族住宅地域サービス先住民省
8. Department of Finance and Deregulation	財政規制緩和省
9. Department of Foreign Affairs and Trade	外務貿易省
10. Department of Health and Ageing	保健高齢化省
11. Department of Human Services	人材サービス省
12. Department of Immigration and Citizenship	移民市民権省
13. Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education	産業技術革新科学研究高等教育省
14. Department of Infrastructure and Transport	インフラ運輸省
15. Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sport	地域開発地方自治体芸術スポーツ省
16. Department of Resources, Energy and Tourism	資源エネルギー観光省
17. Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities	持続性環境水人口地域省
18. Department of the Prime Minister and Cabinet	首相内閣省
19. Department of the Treasury	財務省
20. Department of Veterans' Affairs	退役軍人省

¹¹ APSC, Employment Framework<http://www.apsc.gov.au/aps-employment-policy-and-advice/employment-framework/australian-public-service-agencies>

なお、職業紹介サービスを行う Centerlink は本来カテゴリーB、障害者雇用サービスを行う CRS Australia と医療サービスを行う Medicare Australia はカテゴリーE に各々該当する機関であるが、人材サービス省の一部門として扱われる場合もあり、APSC のウェブサイトにも掲載されていない。

CRS Australia, Reform of Australian Government Administration

http://www.dpmc.gov.au/consultation/aga_reform/pdfs/0158%20CRS%20Australia.pdf

第4章 オーストラリア

カテゴリーB：庁（69庁）	
<ol style="list-style-type: none"> 1. Aboriginal Hostels Limited 2. Administrative Appeals Tribunal 3. Australian Centre for International Agricultural Research 4. Australian Commission for Law Enforcement Integrity 5. Australian Commission on Safety and Quality in Health Care 6. Australian Communications and Media Authority 7. Australian Competition and Consumer Commission 8. Australian Crime Commission 9. Australian Customs and Border Protection Service 10. Australian Fisheries Management Authority 11. Australian Human Rights Commission 12. Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies 13. Australian Law Reform Commission 14. Australian National Audit Office 15. Australian National Maritime Museum 16. Australian National Preventive Health Agency 17. Australian Organ and Tissue Donation and Transplantation Authority 18. Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority 19. Australian Public Service Commission 20. Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency 21. Australian Research Council 22. Australian Skills Quality Authority 23. Australian Sports Anti-Doping Authority 24. Australian Taxation Office 25. Australian Trade Commission 26. Australian Transaction Reports and Analysis Centre 27. Australian Transport Safety Bureau 28. Australian War Memorial 29. Cancer Australia 30. Clean Energy Regulator 31. Climate Change Authority 32. ComSuper 33. Defence Housing Australia 34. Fair Work Commission 	<ol style="list-style-type: none"> 35. Family Court of Australia 36. Federal Court of Australia 37. Federal Magistrates Court of Australia 38. Food Standards Australia New Zealand 39. Future Fund Management Agency 40. Great Barrier Reef Marine Park Authority 41. Independent Hospital Pricing Authority 42. Migration Review Tribunal and Refugee Review Tribunal 43. Murray-Darling Basin Authority 44. National Blood Authority 45. National Capital Authority 46. National Competition Council 47. National Film and Sound Archive of Australia 48. National Health and Medical Research Council 49. National Health Funding Body 50. National Health Performance Authority 51. National Library of Australia 52. National Museum of Australia 53. National Native Title Tribunal 54. National Offshore Petroleum Safety and Environmental Management Authority 55. National Water Commission 56. Office of Parliamentary Counsel 57. Office of the Australian Information Commissioner 58. Office of the Commonwealth Ombudsman 59. Office of the Fair Work Building Industry Inspectorate 60. Office of the Fair Work Ombudsman 61. Office of the Inspector-General of Taxation 62. Private Health Insurance Ombudsman 63. Productivity Commission 64. Professional Services Review 65. Safe Work Australia 66. Telecommunications Universal Service Management Agency 67. Tertiary Education Quality and Standards Agency 68. Torres Strait Regional Authority 69. Wheat Exports Australia
カテゴリーC：庁（16庁）	
<ol style="list-style-type: none"> 1. Australian Bureau of Statistics 2. Australian Electoral Commission 3. Australian Institute of Criminology 4. Australian Institute of Family Studies 5. Australian Institute of Health and Welfare 6. Australian Securities and Investments Commission 7. Comcare 8. Corporations and Markets Advisory Committee 9. National Environment Protection Council (NEPC) Service Corporation 10. National Transport Commission 	<ol style="list-style-type: none"> 11. Office of National Assessments 12. Office of the Auditing and Assurance Standards Board 13. Office of the Australian Accounting Standards Board# 14. Office of the Commonwealth Director of Public Prosecutions 15. Office of the Inspector-General of Intelligence and Security 16. Screen Australia
カテゴリーD：特別業務庁（7庁）	
<ol style="list-style-type: none"> 1. Australian Agency for International Development 2. Bureau of Meteorology 3. CrimTrac Agency 4. Insolvency and Trustee Service Australia 5. National Archives of Australia 6. Old Parliament House 7. National Mental Health Commission 	

カテゴリーE：省庁付属機関（10 機関）	
1.	Australian Office of Financial Management (part of the Department of the Treasury)
2.	Australian Renewable Energy Agency (part of the Department of Resources, Energy and Tourism)
3.	Commonwealth Grants Commission (part of the Department of the Treasury)
4.	Defence Materiel Organisation (part of the Department of Defence)
5.	Director of National Parks (part of the Department of Sustainability, Environment, Water, Population and Communities)
6.	Geoscience Australia (part of the Department of Resources, Energy and Tourism)
7.	IP Australia (part of the Department of Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education)
8.	Royal Australian Mint (part of the Department of the Treasury)
9.	Seafarers Safety Rehabilitation and Compensation Authority - Seacare Authority (part of Comcare)
10.	Social Security Appeals Tribunal (part of the Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs)

(ウ) 各省庁の予算

オーストラリアの省庁予算は、ポートフォリオ (portfolio) 予算として示される。ポートフォリオという用語がオーストラリアの中央行政の機構・予算の文脈で用いられる際は、閣僚である大臣 (Cabinet Ministers) の「業務責任範囲」という意味で用いられる。また、ポートフォリオは、連邦の年度¹²予算配分の際には「行政機能 (function)」とほぼ同じ意味で用いられる。

従って、連邦の年度予算は省庁ごとでなく行政機能ごとにまとめて示され、各省庁という組織の予算としてではなく、各省庁を所管する大臣のポートフォリオを合計した予算として示される¹³。各省の予算編成においては、ポートフォリオ毎に支出シーリングが設定される。ポートフォリオ予算は、一定のシーリングの下で大臣が所管するポートフォリオ内での資源の再配分を行う余地がある¹⁴。

図表-4-4 行政機能別歳出予算の見込額 (単位：百万 AUD) ¹⁵

行政機能 (function)	見込 (Estimates)			計画 (Projections)	
	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16
公共サービス一般	21,944	22,054	22,790	23,641	24,686
国防	21,656	21,559	22,212	23,129	24,453
公安	4,072	3,957	3,935	3,934	3,992
教育	29,529	29,572	29,929	31,683	33,846
保健	61,168	61,003	64,088	67,175	71,137
社会福祉・年金	126,879	131,656	138,241	143,085	150,354
住宅・地域環境	6,238	7,276	8,972	9,269	9,571
レクリエーション・文化	3,705	3,605	3,432	3,297	3,328
燃料・エネルギー	6,633	6,523	7,832	7,993	8,190
農林漁業	3,255	2,609	2,576	2,662	3,114

¹² オーストラリアの政府会計年度は7月1日～6月30日である。

¹³ 総務省 (2009) 「行政情報の整備方策に関する調査研究」 p.90

¹⁴ 田中秀明 (2004) 「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ①：オーストラリア」 経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 04-J-033 p.13
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j033.pdf>

¹⁵ Budget Paper No.1, Statement 6: Expenses and Net Capital Investment
<http://www.budget.gov.au/2012-13/content/bp1/html/index.htm>
http://www.budget.gov.au/2012-13/content/bp1/download/bp1_bst6.pdf

第4章 オーストラリア

行政機能 (function)	見込 (Estimates)			計画 (Projections)	
	2011-12	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16
鉱工業・建設	2,114	2,084	2,128	2,224	2,398
交通・通信	9,178	5,048	6,702	6,973	5,600
その他経済活動	9,758	9,331	9,290	9,234	9,242
その他目的	67,812	69,994	76,377	82,150	89,132
合計	373,671	376,273	398,503	416,449	439,044

(エ) 公務員の種類と定員

オーストラリアの公務員は、公共サービス法の下で国家公務員を擁する APS (Australian Public Service) と、職員の雇用関係に関する準拠法を公共サービス法以外の法律とするオーストラリア行政機関 (Australian Government Administration) があり、後者は軍人、議会職員、警察職員などが該当する。オーストラリアの公務員総数は約 30 万人、うち約 16 万人が APS に属する国家公務員である。

APS には法律上に定めた定員という概念がなく、職員の採用は各省が独自に行う。

公務員等級の設定は全国一律であるものの、俸給の資格に対応する給与バンドは各省が個別に設定する。

以下は、2011 年に公表された APS に関する政府委託報告書のなかに記載されている APS の職員数データを、カテゴリー別に並べ替えたものである。なお、2010 年のデータであるため 2011 年の省再編は反映されておらず、図表-4-3 に示した 2012 年の APS エージェンシーのリストにはカテゴライズされていない機関が含まれている¹⁶。

図表-4-5 APS エージェンシーの職員数 (2010 年、単位：人)

カテゴリー	APS エージェンシー名	職員数
A	Attorney-General's Department	1,648
A	Department of Agriculture Fisheries and Forestry	4,923
A	Department of Broadband Communications and the Digital Economy	724
A	Department of Climate Change and Energy Efficiency	877
A	Department of Defence	21,409
A	Department of Education Employment and Workplace Relations	6,012
A	Department of Families Housing Community Services and Indigenous Affairs	3,478
A	Department of Finance and Deregulation	1,847
A	Department of Foreign Affairs and Trade	3,064
A	Department of Health and Ageing	5,061
A	Department of Human Services	4,652
A	Department of Immigration and Citizenship	6,906
A	Department of Infrastructure Transport Regional Development and Local Government	1,149
A	Department of Innovation Industry Science and Research	2,108
A	Department of Resources Energy and Tourism	438
A	Department of the Environment Water Heritage and the Arts	3,103
A	Department of the Prime Minister and Cabinet	703
A	Department of the Treasury	1,143

¹⁶ James Whelan (2011) "The State of the Australian Public Service; An Alternative Report" Centre for Public Development, August 2011, pp.65-67
http://cpd.org.au/wp-content/uploads/2011/08/CPD_OP12_2011_State_of_APS_Whelan.pdf

第4章 オーストラリア

カテゴリー	APS エージェンシー名	職員数
A	Department of Veterans' Affairs	2,100
B	Aboriginal Hostels Limited	524
B	Administrative Appeals Tribunal	166
B	Australian Centre for International Agricultural Research	51
B	Australian Commission for Law Enforcement Integrity	22
B	Australian Communications and Media Authority	639
B	Australian Competition and Consumer Commission	803
B	Australian Crime Commission	516
B	Australian Customs and Border Protection Service	6,007
B	Australian Fisheries Management Authority	228
B	Australian Human Rights Commission	115
B	Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies	124
B	Australian National Audit Office	366
B	Australian National Maritime Museum	124
B	Australian Organ and Tissue Authority	37
B	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	160
B	Australian Public Service Commission	238
B	Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency	154
B	Australian Research Council	114
B	Australian Sports Anti-Doping Authority	64
B	Australian Taxation Office	23,558
B	Australian Trade Commission	556
B	Australian Transaction Reports and Analysis Centre	331
B	Australian Transport Safety Bureau	102
B	Australian War Memorial	294
B	Cancer Australia	22
B	ComSuper	537
B	Defence Housing Australia	703
B	Equal Opportunity for Women in the Workplace Agency	24
B	Fair Work Australia	264
B	Family Court of Australia	647
B	Federal Court of Australia	399
B	Federal Magistrates Court of Australia	187
B	Food Standards Australia New Zealand	121
B	Future Fund Management Agency	66
B	Great Barrier Reef Marine Park Authority	232
B	Migration Review Tribunal and Refugee Review Tribunal	265
B	Murray-Darling Basin Authority	302
B	National Blood Authority	45
B	National Capital Authority	57
B	National Competition Council	7
B	National Film and Sound Archive	223
B	National Health and Medical Research Council	257
B	National Library of Australia	548
B	National Museum of Australia	311
B	National Native Title Tribunal	234
B	National Offshore Petroleum Safety Authority	56
B	National Water Commission	56
B	Office of Commonwealth Ombudsman	167
B	Office of Parliamentary Counsel	55
B	Office of the Fair Work Ombudsman	816
B	Office of the Inspector-General of Intelligence and Security	12
B	Private Health Insurance Ombudsman	12
B	Productivity Commission	195
B	Professional Services Review	33
B	Safe Work Australia	102
B	Torres Strait Regional Authority	86
B	Wheat Exports Australia	17

第4章 オーストラリア

カテゴリー	APS エージェンシー名	職員数
C	Australian Bureau of Statistics	2,887
C	Australian Electoral Commission	878
C	Australian Institute of Family Studies	79
C	Australian Institute of Health and Welfare	352
C	Australian Securities and Investments Commission	2,061
C	Corporations and Markets Advisory Committee	2
C	Office of Inspector-General of Taxation	6
C	Office of National Assessments	140
C	Office of the Commonwealth Director of Public Prosecutions	573
C	Screen Australia	70
D	Australian Agency for International Development	994
D	Bureau of Meteorology	1,580
D	CrimTrac Agency	201
D	Insolvency and Trustee Service Australia	318
D	Museum of Australian Democracy at Old Parliament House	86
D	National Archives of Australia	499
E	Australian Office of Financial Management	40
E	Commonwealth Grants Commission	43
E	CRS Australia	2,063
E	Geoscience Australia	741
E	IP Australia	1,045
E	Office of the Renewable Energy Regulator	22
E	Royal Australian Mint	183
E	Social Security Appeals Tribunal	115
—	Centrelink	27,048
—	Comcare	576
—	Medicare Australia	5,734
—	Office of the Australian Building and Construction Commissioner	150
—	Office of the Privacy Commissioner	55
	合計	162,237

(3) 国家行政組織改革

(ア) 国家行政組織改革の全体像

オーストラリアでは、省再編が頻繁に実施される。1990年以降における省再編のタイミングは、政権交代時、または内閣改造時が一般的である。

過去に大幅に省の数が削減された例は、1987年にホーク労働党政権が第3次内閣発足と同時に実施したもので、それまで28省あったものを18省に統合・再編したものが最大の行政組織改革であり、以降現在に至るまで、省の合計数の変化は小幅にとどまっている。

オーストラリアにおいて省再編が容易に実施できるのは、ポートフォリオ (portfolio) という概念が仕組みとして機能しているからである。

まず、首相の権限で内閣が組成され、内閣の構成員である閣僚 (Ministries) は閣議出席者である国務大臣と担当大臣等の閣外大臣ならびに政務官で構成され、これら大臣らには特定のポートフォリオが割当てられる。このポートフォリオとは、大臣の業務責任範囲として所管する政策分野を意味し、予算の要求や予算案策定のベースとなっている¹⁷。

首相がポートフォリオを閣僚に配分することによって、省が執り行う「行政事務 (Matters dealt with by the Department)」と、省の長である大臣が執行する「行政作用法 (Legislation administered by the Minister)」が自在に組み替えられ、議会の多数決を経て承認されると行政組織令として公布される。つまり、省という行政組織はその所管行政事務が予め決まっているわけではなく、多くのケースにおいてオフィス (Office ; 室) という行政事務単位で組織が構成され、それら行政事務単位が時の首相・内閣による政策判断によって柔軟に組み替えられ、省として組成される仕組みがとられている¹⁸。

そのため、省再編が実施され、あるオフィスが再編により全く別の省への配置が変更された場合、オフィスの幹部職員が配置換えされることはあっても一般職員は交代することがなく、オフィス自体は物理的な引越しを伴わず、電話番号すら変わらないのが一般的である。オーストラリアの中央省庁の郵便上の住所宛先は、そのほぼすべてがキャンベラの政府私書箱となっている。省庁のオフィスはキャンベラ市街中心にあるロンドン・サーキット (London Circuit) 周辺の官庁街に集中しているが、日本の霞が関のような特定の省庁のための建物は財務省や国防省など過去100年間まったく再編がなされていない省を除いては存在せず、基本的に官庁街の民間ビルや総合庁舎の内部に点在する形態をとっている。

¹⁷ 田中秀明 (2004) 「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ①：オーストラリア」経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 04-J-033 pp.14-15
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j033.pdf>

¹⁸ Reform of Australian Government Administration: Building The World's Best Public Service (2009)
http://www.dpmc.gov.au/consultation/aga_reform/docs/reform_aust-govt_admin.pdf

第4章 オーストラリア

(イ) 国家行政組織改革の具体例

行政組織令は、1990年以降2012年2月までの間、40回にわたって発令されている¹⁹。官報に公告されたこれら行政組織令のうち、省の改廃が実施されたもののみを抽出のうえ整理すると、以下の表ようになる。

なお、省は Attorney General's Department (法務省) 以外はすべて、The Department of の後に当該ポートフォリオ (大臣の業務責任範囲、所管行政事務) の名称が続く。

図表-4-6 オーストラリアの省再編とその背景²⁰

行政組織令の官報公告日	廃止した省 (ポートフォリオ)	新設した省 (ポートフォリオ)	省の数	背景
1987年1月30日	(変更なし)		28	
1987年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> • Arts, Heritage and Environment • Aviation • Communication • Community Services • Education • Employment and Industrial Relations • Foreign Affairs • Health • Housing and Construction • Immigration and Ethnic Affairs • Local Government and Administrative Services • Primary Industry • Resources and Energy Science, • Special Minister of State • Sport, Recreation and Tourism • Territories • Trade • Transport 	<ul style="list-style-type: none"> • Administrative Services • Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories • Community Services and Health, • Employment, Education and Training • Foreign Affairs and Trade, • Immigration, Local Government and Ethnic Affairs, • Industrial Relations • Transport and Communications 	18	1987年7月 総選挙でホーク労働党が政権維持、第3次内閣発足
1990年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> • Aboriginal Affairs 		17	1990年3月 総選挙でホーク労働党が政権維持、第4次内閣発足
1991年6月7日	<ul style="list-style-type: none"> • Community Services and Health 	<ul style="list-style-type: none"> • Health, Housing, and Community Services 	17	
1991年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> • Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories 	<ul style="list-style-type: none"> • Arts, Sport, the Environment and Territories 	17	1991年12月 労働党内で政変、ホーク首相を辞任に追い込んだキーティング元財務相が首相に就任
1993年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> • Administrative Services • Arts, Sport, the Environment and Territories • Health, Housing, and Community Services • Immigration, Local Government and Ethnic Affairs • Industry, Technology, and Commerce 	<ul style="list-style-type: none"> • Arts and Administrative Services • Environment, Sport and Territories • Health, Housing, Local Government, and Community Services • Immigration and Ethnic Affairs • Industry, Technology and Regional Development 	17	1993年3月 総選挙で労働党政権維持、キーティング第2次内閣発足。 1993年から1994年にかけて、スポーツ関係補助金に関する不祥事がきっかけとなりスポーツ大臣が辞任し、キーティン

¹⁹ Australian Government, National Archives, Administrative Arrangements Orders
<http://www.naa.gov.au/records-management/publications/aao/index.aspx>

²⁰ この表では省 (Department of the State) の廃止と新設に伴うものについてのみ記載し、省の名称が変わらぬまま一部の行政事務が移管 (Altered) されたものについては記載していない。

第4章 オーストラリア

行政組織令の官報公告日	廃止した省 (ポートフォリオ)	新設した省 (ポートフォリオ)	省の数	背景
1993年 12月15日	<ul style="list-style-type: none"> Health, Housing, Local Government and Community Services Transport and Communication 	<ul style="list-style-type: none"> Communications Transport Human Services and Health 	17	グ首相の求心力が低下、1993年12月に実施した省再編を数ヶ月の間に一部を残して撤回するという政治的混乱が発生。
1994年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> Arts and Administrative Services Communications 	<ul style="list-style-type: none"> Administrative Services Communication and the Arts 	17	後の総選挙でキーティング労働党政権からハワード連立政権に交代する要因となった
1994年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> Industry, Technology and Regional Development 	<ul style="list-style-type: none"> Housing and Regional Development, Industry, Science and Technology 	18	
1996年 3月11日	<ul style="list-style-type: none"> Immigration and Ethnic Affairs Human Service and Health Transport Housing and Regional Development Employment, Education, Training and Youth Affairs 	<ul style="list-style-type: none"> Immigration and Multicultural Affairs Health and Family Services Transport and Regional Development Employment, Education, Training and Youth Affairs 	19	1996年3月 総選挙で自由党・国民党連立政権に交代、ハワード内閣発足
1997年 7月18日	<ul style="list-style-type: none"> Administrative Services Environment, Sport and Territories, Finance Industry, Science and Technology Employment, Education, Training, and Youth Affairs 	<ul style="list-style-type: none"> Finance and Administration Environment, Industry, Science and Tourism Education, Training and Youth Affairs 	18	—
1998年 10月21日	<ul style="list-style-type: none"> Communication and the Arts Environment Health and Family Service Industry, Science and Tourism Transport and Regional Development, 	<ul style="list-style-type: none"> Communications, Information Technology and the Arts Environment and Heritage, Family and Community Services Health and Aged Care Industry, Science and Resources Transport and Regional Services Workplace Relations and Small Business 	17	1998年10月 総選挙で自由党・国民党連立政権維持、ハワード第2次内閣発足
1998年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> Workplace Relations and Small Business 	<ul style="list-style-type: none"> Employment, Workplace Relations and Small Business 	17	—
2001年 1月30日	—	<ul style="list-style-type: none"> Reconciliation and Abologinal and Torres Strait Islander Affairs 	18	—
2001年 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> Health and Aged Care Education, Training and Youth Affairs 	<ul style="list-style-type: none"> Health and Aging Education, Science and Training 	18	2001年11月 総選挙で自由党・国民党連立政権が政権維持、ハワード第3次内閣発足
2003年 12月18日	<ul style="list-style-type: none"> Employment, Workplace Relations and Small Business Reconciliation and Abologinal and Torres Strait Islander Affairs Immigration and Multicultural Affairs Industry, Science and Resources 	<ul style="list-style-type: none"> Employment and Workplace Relations Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs Industry, Tourism and Resources 	17	—
2004年 10月26日	—	<ul style="list-style-type: none"> Human Services 	18	2004年10月 総選挙で自由党・国民党連立政権が政権維持、ハワード第4次内閣発足
2006年 9月21日	<ul style="list-style-type: none"> Immigration and Multicultural and Indigenous Affairs Family and Community Services 	<ul style="list-style-type: none"> Immigration and Multicultural Affairs Families, Community Service and Indigenous Affairs 	18	—
2007年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> Environment and Heritage, Immigration and Multicultural Affairs 	<ul style="list-style-type: none"> Environment and Water Resources, Immigration and Citizenship 	18	—
2007年 12月3日	<ul style="list-style-type: none"> Communications, Information Technology and the Arts Education, Science and Training Environment and Water Resources Families, Community Service and Indigenous Affairs Finance and Administration Industry, Tourism and Resources Transport and Regional Services Employment and Workplace 	<ul style="list-style-type: none"> Broadband, Communications, and the Digital Economy Climate Change Education, Employment and Workplace Relations Environment, Water, Heritage and the Arts, Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs Finance and Deregulation 	19	2007年12月 総選挙で労働党に政権交代、ラッド内閣発足

第4章 オーストラリア

行政組織令の官報公告日	廃止した省 (ポートフォリオ)	新設した省 (ポートフォリオ)	省の数	背景
	Relations,	<ul style="list-style-type: none"> • Infrastructure, Transport, Regional Development and Local Government • Innovation, Industry, Science and Research • Resources, Energy and Tourism 		
2010年 3月8日	• Climate Change	• Climate Change and Energy Efficiency	19	—
2010年 9月14日	<ul style="list-style-type: none"> • Environment, Water, Heritage and the Arts • Infrastructure, Transport, Regional Development and Local Government 	<ul style="list-style-type: none"> • Sustainability, Environment, Water, Population and Communities • Infrastructure and Transport • Regional Australia, Regional Development and Local Government 	20	2010年6月 労働党党首にギラードが選出され首相就任 2010年8月 ギラード首相が議会を解散し 総選挙実施、労働党が過半数を 確保、第2次ギラード内閣発足
2011年 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> • Innovation, Industry, Science and Research • Regional Australia, Regional Development and Local Government 	<ul style="list-style-type: none"> • Industry, Innovation, Science, Research and Tertiary Education • Regional Australia, Local Government, Arts and Sport 	20	2011年12月 ギラード首相が内閣改造を実施
2012年 2月9日	(変更なし)		20	2012年2月 労働党党首選が実施され、ギラードが再選

(行政組織令官報公告の内容を整理し、背景等情報を加えたもの)

オーストラリアにおける行政改革の歴史のなかで、中央省庁の組織改革の例として最もよく知られている事例は、1987年ホーク労働党政権の下で実施された省の大幅削減である。

1983年の総選挙に勝利して誕生したホーク労働党政権は、フレイザー前自由党政権のリーダーシップ不足を批判し行政改革を総選挙の争点としていたこともあり、内閣発足直後は財政赤字の対応を優先課題としていたものの、1983年夏から行政改革計画の作成に着手、ホーク首相は行政機構に関する内閣小委員会と行政改革タスクフォースを設置した。当初は公務員制度改革に着手し、公共部門におけるコストダウンと能率の向上を推進した。1987年の総選挙に勝利したホーク首相は、第三次内閣の組閣と同時に省組織の大幅な再編を表明した。その内容は以下のようなものであった。

- 大臣の数を 28 から 17 に減らす
- 合併により省の数を 28 から 17 に減らす
- 国務大臣を上級大臣 16 人と下級大臣 14 人の二層制にする
- 人事院を廃止し、その機能の多くを各省に移譲するとともに、公務員の能力開発を担当する組織として人事委員会 (Public Service Commissioner) を設置する。また各省にマネジメント諮問委員会 (Management Advisory Board) を設置する
- 公務員数を 3,000 人削減する²¹
- 年間 96 百万豪ドルの経費節減をはかる

この構想は、能率審査室長官のブロック (David Block) がホーク首相に進言し、首相内閣省次官のコッド (Mike Codd) とハミルトン (Stuart Hamilton) が具体案を策定したと言

²¹ <http://www.library.unisa.edu.au/bhpm/anniversary/1987.asp>

われている²²。1901年の憲法制定以来基本的に「1大臣・1省」の伝統を守ってきたため、ホーク首相の省組織再編は大きなインパクトを与えた²³。

再編は結果的に、18省を廃止し8省を新設したため、省の数は再編前の28から18となった。その後は多少の増減を伴いながらも18～19省前後で推移している。

なお、1993年キーティング第2次内閣発足時、一旦公表した省再編について、一部を残して大半の再編を数か月後に撤回している。これは、スポーツ団体に対する補助金交付にあたって労働党議員が利益誘導（pork barreling）に関与した疑いが会計検査院の指摘によって明らかになったことが発端となり、政治的な混乱が発生したためである。当時のスポーツ閣外大臣であったケリー（Ros Kelly）が議会で追求された折、ケリー大臣がスタッフからの口頭説明を鵜呑みにして2,800におよぶ補助金交付にサインしたが、実際はスポーツ施設の整備費用に通常価格の2倍を支出していたこと等が明らかとなり、1994年2月28日にケリー大臣は責任をとって辞任、その11か月後には議員辞職にまで追い込まれた。これら一連の不祥事がキーティング首相の求心力低下につながり、省再編の撤回という混乱をもたらしたとされている。このスキャンダルは当時「スポーツ不正事件（Sports Rorts' Affair）」と名付けられて広く国民の関心を集め、キーティング労働党政権が後の総選挙で破れてハワード連立政権に交代する原因となった出来事として知られている²⁴。

²² Patrick Weller (1987) "Assistant Minister and Mega-department: Perspective and Prospects" Canberra Bulletin of Public Administration, No.52, October 1987, pp.18-23

²³ 小池治 (2001) 「オーストラリアにおける行政改革の理念と政治過程」 横浜国際経済法学第9巻第3号 p.58

²⁴ Sally Young and Joo-Cheong Tham (2006) "Political finance in Australia : a skewed and secret system" The Australia National University, School of Social Sciences p.67
http://democratic.audit.anu.edu.au/papers/focussed_audits/20061121_youngthamfin.pdf

第4章 オーストラリア

(4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革

(ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧

オーストラリアにおいて、スポーツ及びレクリエーションにかかる行政権限は、憲法において連邦の専属的権限あるいは州・特別地域との共管権限の何れにも属さず、州・特別地域の専属的権限となっている。しかし1970年代にはスポーツまたはレクリエーションに関係する財政支援に連邦が関与するようになり、スポーツ室（Office for Sport）のような部署が連邦各省の何れかに配置されるようになった。

行政組織令(AAO)の変遷をみれば、1980年代からスポーツ及びレクリエーション(Sports and Recreation)が連邦の「行政事務(Matters dealt with by the Department)」とされるようになってきている。その変遷を行政組織令(AAO)改正毎に整理すると、以下の表のようになる。

図表-4-7 スポーツ政策を担う省の変遷

行政組織令(AAO)の官報公告日	Sports and Recreation ポートフォリオを所管する省
1987年1月30日	スポーツレクリエーション観光省 The Department of Sport, Recreation and Tourism
1987年7月24日	スポーツ環境観光地域省 The Department of Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories
1991年12月27日	スポーツ環境地域省 The Department of Arts, Sport, the Environment and Territories
1993年3月24日	環境スポーツ地域省 The Department of Environment, Sport and Territories
1997年7月18日	産業科学観光省 The Department of Industry, Science and Tourism
1998年10月21日	通信IT芸術省 The Department of Communications, Information Technology and the Arts
2007年12月3日	保健高齢化省 The Department of Health and Aging
2010年9月14日	首相内閣省 The Department of the Prime Minister and Cabinet
2011年12月14日	地域開発地方自治体芸術スポーツ省 The Department of Regional Australia, Local Government

(行政組織令官報公告の内容を個別に分析しWIPジャパン作成)

(イ) 各改革の背景・目的・効果

図表-4-8 スポーツ政策を担う省の変遷の背景・目的

行政組織令 (AAO)の 官報公告日	Sports and Recreation ポートフォリオを所管する省	背景
1987年 7月24日	スポーツ環境観光地域省 The Department of Arts, Sport, the Environment, Tourism and Territories	1987年7月 総選挙でホーク労働党が政権維持、第3次内閣発足、スポーツレクリエーション観光省に環境省と地域省を統合再編
1991年 12月27日	スポーツ環境地域省 The Department of Arts, Sport, the Environment and Territories	1991年12月 労働党内で政変、ホーク首相を辞任に追い込んだキーティング元財務相が首相に就任、スポーツ環境観光地域省から観光行政事務を外した
1993年 3月24日	環境スポーツ地域省 The Department of Environment, Sport and Territories	1993年3月 総選挙で労働党が政権維持、キーティング第2次内閣発足、スポーツ環境地域省を名称変更
1997年 7月18日	産業科学観光省 The Department of Industry, Science and Tourism	1996年3月 総選挙で自由党・国民党連立政権に交代、ハワード内閣発足。7月の閣僚交代により産業科学観光ポートフォリオを発足、スポーツ行政を移管
1998年 10月21日	通信 IT 芸術省 The Department of Communications, Information Technology and the Arts	1998年10月 総選挙で自由党・国民党連立政権維持、ハワード第2次内閣発足
2007年 12月3日	保健高齢化省 The Department of Health and Aging	2007年12月 総選挙で労働党に政権交代、ラッド内閣発足。労働党の影の内閣でスポーツ・レクリエーションを担当していたエリス(Kate Ellis)がスポーツ閣外大臣に就任、スポーツ行政が保健高齢化省のポートフォリオに組み込まれた
2010年 9月14日	首相内閣省 The Department of the Prime Minister and Cabinet	2010年8月 ギラード首相が議会を解散し総選挙実施、労働党が過半数を確保、第2次ギラード内閣発足
2011年 12月14日	地域開発地方自治体芸術スポーツ省 The Department of Regional Australia , Local Government	2011年12月 ギラード首相が内閣改造を実施

(WIP ジャパン作成)

オーストラリアのスポーツ行政機能は、政権交代や内閣改造の都度ポートフォリオが組み換えられる。その際、観光行政や地域行政に組み合わせられるパターンが目立つ。観光や地域行政はスポーツ及びレクリエーションのとの関連性が強く、スポーツ政策とあわせて実施することの効果を狙っているものとも考えられる。しかし実際、スポーツ担当省のポートフォリオの組み換えの都度、合理的な説明がなされているわけではない。

2010年9月に保健高齢化省から首相内閣省にスポーツのポートフォリオが移管された背景には、プロスポーツの八百長問題(Match-Fixing)に政府として対処する必要性と、2012年ロンドン五輪大会に向けた体制づくりのためであった。この際には、スポーツ担当閣外大臣が首相の特命により戦略会議を担当している²⁵。

²⁵ DPMC Departmental Annual Reports
http://www.dpmc.gov.au/annual_reports/index.cfm
http://www.dpmc.gov.au/annual_reports/2010-11/pdf/annual_report1011.pdf

第4章 オーストラリア

2. スポーツ政策に係わる行政組織

(1) スポーツ担当省

(ア) 体制

現在、オーストラリアにおいてスポーツを所管する省は、地域開発地方自治体芸術スポーツ省（DRALGAS：The Department of Regional Australia, Local Government、以下DRALGAS）である。2011年12月にギラード首相が内閣改造を実施、それまで首相内閣省（The Department of the Prime Minister and Cabinet）に組み込まれていたスポーツ・レクリエーションのポートフォリオが同省に移された。

主務大臣は、ケイト・ルンディ（Kate Lundy）スポーツ大臣（Minister for Sport）であり、現在のスポーツ大臣は閣外大臣である²⁶。

図表-4-9 DRALGAS の組織図（2012年11月20日）²⁷

事務次官 Secretary				
次官補 Deputy Secretary		次官補 Deputy Secretary		
副次官補 First Assistant Secretary	副次官補 First Assistant Secretary	副次官補 First Assistant Secretary	副次官補 First Assistant Secretary	副次官補 First Assistant Secretary
芸術局 Office of Arts	地域戦略調整局 Regional Strategy & Coordination	地方自治体・特別 地域・地域局 Local Government, Territories & Regional Programs	企業局 Corporate Service	スポーツ局 Office for Sport
5課	6課	4課	4課	3課
		国家スポーツ 振興課 National Integrity in Sport	主要イベント 戦略課 Major Events Taskforce	スポーツ 政策課 Sports Policy & Programs

DRALGAS のスタッフ総数は、2011年が335人、2012年が586人である²⁸。

DRALGAS のスポーツ行政は、事務次官（Secretary）を長として、次官補（Deputy Secretary）、副次官補（First Assistant Secretary）のラインが統括している。副次官補がス

²⁶ 1987年から1990まで第3期ホーク政権においてスポーツ・環境・観光・地域大臣を務めた Graham Richardson 大臣は、就任当初は閣外大臣であったが1988年1月に内閣の構成員に格上げされ、1990年4月まで国務大臣を務めているという例もあるため、スポーツ大臣＝閣外大臣と決まっているわけではない。Parliament of Australia, 43rd Parliamentary Handbook, Part 6
[http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p?page=0;query=Scullin%20Ministry%20\(ALP\);rec=0;resCount=Default](http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p?page=0;query=Scullin%20Ministry%20(ALP);rec=0;resCount=Default)

²⁷ DRALGAS About the Department <http://www.regional.gov.au/department/about/index.aspx>

²⁸ Department of Regional Australia, Local Government, Art, and Sport, Annual Report 2011-12, Part 3 Management and Accountability, Chapter 9: Staff achievements, p.122
http://www.regional.gov.au/department/annual_report/2011-12-annual-report-html/part03/chap09/chap09_human_resource_management.html

スポーツ局（Office for Sport）の長であり、その下に国民スポーツ振興課、主要イベント戦略課、スポーツ政策課の3課が設けられている。

スポーツ局の平均スタッフ数は、2011-12年度が19人、2012-13年度が45人である²⁹。

DRALGASのスポーツ行政にかかる方針は、次のように示されている³⁰。

連邦政府（Australian Government）は、草の根からエリートに至るまでスポーツの支援を行うことを約束する。身体運動及びレクリエーションへの国民の参画を増進することにより、身体的、精神的な健康づくりを推進し、障害を克服するため、そして社会の統合に挑戦するための推進装置としてスポーツを活用する。

この約束は、すべての国民がスポーツに大いに励むことを促し、オーストラリアのスポーツ業界が競争力と清廉化を高めることに貢献するものであり、その根底には卓越性、一貫性、そしてリーダーシップの追求の思想がある。

DRALGASは、スポーツ政策とレクリエーション政策における以下の目的に対し、引き続き貢献する。

- DRALGASは、州及び準州、オーストラリアスポーツコミッション（ASC）ならびに主要な競技統括団体（NSO）らと密接に協働し、国民のスポーツへの参画、達成、完全化を支援するための政策、戦略の策定、施行、推進を図る。これには、「国家スポーツ及びレクリエーション増進のための政策枠組み（the National Sport and Active Recreation Policy Framework）」に基づき合意された共同優先目標の施行を含む。
- DRALGASは、スポーツ八百長防止国家政策（the National Policy on Match-Fixing in Sport）に基づき州及び準州、スポーツ団体、賭博運営機関との間に合意された対策を講ずる。これにはスポーツ団体が行動規範に従ってアスリートへの情報提供と教育を実施してスポーツの清廉性を保つために行う支援を含む。
- DRALGASは、州及び準州、ならびに主要な国家機関（Commonwealth Agencies）と協働し、オーストラリア政府が主要な国際スポーツ大会を誘致する活動への参画にかかる支援、調整を行う。
- DRALGASは、社会的経済的に不遇な人々、若い女性、オーストラリア先住民、多文化的背景を持つ国民など、地域社会において阻害されていると感じているかもしれない全てのグループに対して広くスポーツへの参画を促すためのイニシアティブを支援、策定する。
- DRALGASは、オーストラリア人の子どもたちが学校生活においてスポーツに開眼できるよう、政府主導による政策立案を支援し、健康及び体育（Health and Physical Education）に関する国家教育指導要領の開発に貢献する。
- DRALGASは、州及び準州政府と協働し、連邦政府と両者との間で合意された「水の安全国家指針（National Water Safety Principles）」の施行を支援し、水泳やスノースポーツプログラムに対する適用を図る。
- 連邦政府が国際的なドーピング防止にかかる協約に準拠するための支援を行い、オーストラリアスポーツアンチドーピング機関が世界的に卓越したドーピング防止対策の国内規範作成を含む体制構築を支援する。
- スポーツ及びレクリエーション施設の設置または改修について、主要スタジアムから地域施設に至るまで支援を行う。

²⁹ Portfolio Budget Statements 2012-13, Regional Australia, Local Government, Arts and Sport Portfolio p.55 http://www.regional.gov.au/departments/statements/2012_2013/index.aspx

³⁰ Department of Regional Australia, Local Government, Art, and Sport, About sport <http://www.regional.gov.au/sport/about.aspx>

第4章 オーストラリア

また、DRALGAS が 2011-12 年度報告書に、スポーツ・レクリエーション行政の KPI (Key Performance Indicator ; 重要業績評価指標) 及びその事業評価について、次のように記載している³¹。

<p>KPI 1 大臣に対する適切な助言、説明、支援が大臣によって高水準かつ満足いくものであること</p>	<p>達成事項 大臣室より 2011-12 年度に当省が提供したサービスの適切性、適格性、即時性についての公式、非公式のフィードバックを得ている。</p>
<p>KPI 2 スポーツ施設の新設または改修にかかる財政支援協定 (funding agreements) の締結を完了すること</p>	<p>達成事項 前年以前より支援を実施しているプロジェクトは完了に向けて推進中である。 当年度においては多数のスポーツ及びレクリエーション施設にかかる新規支援協定を締結した。</p>
<p>KPI 3 ドーピング防止体制の構築にかかる継続的な見直し作業を、ユネスコのドーピング防止条約、世界アンチドーピング規程ほか関連する国際基準に照らして実施すること</p>	<p>達成事項 ユネスコの第3回スポーツにおけるドーピング防止のための国際会議に政府担当者が出席した。 また、当省はスポーツ大臣が世界ドーピング機関 (WADA) の基金委員会及び常任理事会のオセアニア代表として参加することを支援した。 さらに当省は、連邦政府が世界ドーピング規程のレビューにおいて承認されるよう支援した。</p>
<p>KPI 4 スポーツにおけるドーピング行為の発見、防止の向上にかかる研究に対して財政支援を行うこと</p>	<p>達成事項 当省はドーピング防止研究に携わる学術的科学的機関に対して継続支援を行い、スポーツにおけるドーピング行為の発見、防止に関係する研究に対する補助金支援を実施、8つの新規プロジェクトを対象とした。</p>
<p>KPI 5 「スポーツにおける禁止薬物 (Illicit Drugs in Sport)」補助金プログラムにより、教育分野及び高水準競技者のためのテストプログラムを推進すること</p>	<p>達成事項 13の競技統括団体 (NSOs) の主導により効果的な教育プログラムが実施された。 また、AIS (オーストラリア国立スポーツ研究所) の競技者向けに ASC により効果的な研修及びテストプログラムが実施された。</p>
<p>KPI 6 2015 年アジアカップのための管轄機関及び地域組織委員会 (the Local Organising Committee) との間において財政支援協定の締結を遂行すること</p>	<p>達成事項 2011-12 年度の財政支援協定を締結し補助金交付を実施した。連邦政府は 2012-13 年度以降の支援関係については地域組織委員会との間で継続協議を実施する。</p>

³¹ Department of Regional Australia, Local Government, Art, and Sport, Annual Report 2011-12, Performance Report, Chapter 7 : Program 4: Sports and Recreation
http://www.regional.gov.au/department/annual_report/2011-12-annual-report-html/part02/chap07/chap07_sport_and_recreation.html

●主要な達成事項

・オーストラリアにおけるサッカーの持続可能性に関する調査

2011-12 年度に ASC の前理事長であるワーウィック・スミス議員と当省の支援チームにより、オーストラリアにおけるサッカーの持続可能性にかかる戦略的な調査が実施された。調査の結果、オーストラリアにおけるサッカー競技は、参画率の高さ、女性の参画、トップレベル競技者の卓越性において強固な基盤があることが明らかにされた。また、当調査により、サッカーの競技統括団体である FFA (Football Federation Australia；オーストラリアサッカー連盟) における財政状況について唯一早急に改善のための対策を講じる必要があることも判明した。

調査報告書には、草の根スポーツと高水準サッカーとの連関性の向上に主眼を置き、コストを削減しつつ草の根サッカーと女子サッカーの支援を継続すべきという提言がなされた。FFA はスミス議員の提言を受け入れ、実現を約束した。

・主要大会

2011-12 年度、当省は大会開催に向けた計画、調整、支援において顕著な活動を実施した。当省は、地域組織委員会、関係各州及び準州との協働をはかり、アジアサッカー連盟の 2015 年アジアカップの計画及び準備を実施した。

2015 年クリケットワールドカップの準備のため、当省は全ての州及び準州、ニュージーランド政府、地域組織委員会と協働をはかり、国際クリケット委員会から大会支援にあたり要求される事項について協議を実施した。

スポーツは社会の統合、地域を密接に結び付ける役割も果たす。2011 年 11 月、ゴールドコーストが 2018 年コモンウェルス競技大会の開催都市に選定された。当省は選考過程において顕著な支援を実施した。この支援には、立候補ファイルにおいて連邦政府が実現を公約した支援事項、すなわち入国管理、安全確保、記事にかかる権利保全、ドーピング防止等も含まれている。当省はコモンウェルス大会連盟による現地視察にも支援と関与を行った。

2011 年 12 月には、パースにおいて世界ヨット選手権 (the World Sailing Championships) を開催した。当省は西部オーストラリア州及び組織委員会と協働し、大会終了に伴う資産処分費用と障害者競技者を含むヨット選手らの競技能力向上のために 8.6 百万豪ドルの財政支援を約束した。

・八百長対策

2011-12 年度及び今後において、オーストラリアと国際的スポーツが直面しているのは、スポーツにおける八百長、及び不正の問題である。

当省は 2011 年 6 月、スポーツ八百長防止国家政策 (the National Policy on Match-Fixing in Sport) について全ての州スポーツ大臣らから署名を得られるよう、スポーツ大臣を支援した。当政策の目的は、スポーツの発展のために、国家として一貫性のある法律、及び国際基準に照らして一貫性のある不正防止のためのスポーツ行動規範を整備することで、国民からの信任の最大化を図るところにある。

全ての州・準州政府の署名を得たことで、当政策は国家政策として成立することになった。

2011 年 9 月、州及び準州のスポーツ大臣らは、全国的に実施されているスポーツ賭博に対する規制の在り方のひな形づくりに合意した。このひな形は、賭博業者が営業権を取得するにあたっては八百長行為を防止する目的で政府の賭博関連機関に対して情報提供を約することを義務付けるというものである。

2011 年 11 月、「法と正義に関する常設委員会 (the Standing Council on Law and Justice) は八百長行為の構成要件について合意し、量刑を最大 10 年の懲役刑と定める方針とした。これを受けて州及び準州の各司法長官らは各々の政府において八百長行為にかかる量刑について法改正の協議を実施することに合意した。これは国家的に一貫した刑事罰の制定という画期的な出来事であった。

当省は、国家政策の全国適用に向けた政策の執行と法改正のため、州及び準州の担当者ならびにスポーツ業界との連携を引き続き行い、スポーツ業界が国家政策を遵守するための規定づくりを支援する。

・先住民プログラムの統合

2012 年に、「先住民向けスポーツ及びレクリエーション事業」と「スポーツ及びレクリエーションに関する雇用創出パッケージ」を統合し、新たに「先住民スポーツ及び活発なレクリエーション事業 (the Indigenous Sport and Active Recreation Program (ISARP)) とした。2つの助成事業の統合により、先住民コミュニティにおけるスポーツ活動と活発なレクリエーション活動の需要に即しつつ、オーストラリアの辺境または島嶼部に住む先住民に対して全日換算 92 人分の雇用創出の継続的実施をはかるほか、事業実現のためのさらなる雇用活動を可能にするものである。

・水の安全指針

当省は、全国のスポーツ大臣またはレクリエーション大臣の承認と、オーストラリア水の安全委員会（the Australian Water Safety Council (AWSC)）によるコンサルテーションを得て、水の事故のリスクに関する2つの方針を策定した。ひとつは国内の水泳プールの四面に子どもの転落防止のための柵を設けることに関する方針であり、もうひとつは ACARA（オーストラリア教育課程評価報告機関）による新学習指導要領において体育活動としての水泳と水事故防止のための訓練の統合をはかる方針である。

2011年9月30日、全国のスポーツ大臣らは水の安全指針の適用を図るため施策の最適化を図ることで合意した。

（イ）権限の根拠

オーストラリアにおいて、スポーツ・レクリエーション（Sports and Recreation）の「行政事務（Matters dealt with by the Department）」を所管する省は、首相がスポーツ・レクリエーションのポートフォリオ（業務責任範囲）を閣僚に割当て、それにあわせて省の機構を編成することを前提として、議会の議決を経て行政組織令(AAO)を改正し、総督令(order)により官報に公告するという、法律に基づいて決定されるものである。

2012年12月14日付の行政組織令では、それまで首相・内閣府の所管であったスポーツ・レクリエーション行政事務について、地域開発地方自治体芸術スポーツ省(DRALGAS: The Department of Regional Australia, Local Government)が新たに所管する旨が公告されている³²。

行政組織令では、まず総督による行政組織令の発令にかかる定型文が前文に掲げられ、次に各省が所管する「行政事務（Matters dealt with by the Department）」と、省の長である大臣が執行する「行政作用法（Legislation administered by the Minister）」について、別表（Schedule）に羅列、または変更事項のみを記載する形式で発令される。

（ウ）財源

地域開発地方自治体芸術スポーツ省（DRALGAS）のポートフォリオ予算書（Portfolio Budget Statements 2012-13）におけるスポーツ予算の財源は、DRALGASの省費とASC（オーストラリアスポーツコミッション）の予算の2つで構成されている。

省費については政府一般会計予算からの歳入のみである。

（エ）予算

地域開発地方自治体芸術スポーツ省（DRALGAS）のスポーツ・レクリエーション関係予算は、次のとおりである³³。

³² Administrative Arrangements, 9 February 2012

<http://www.naa.gov.au/records-management/publications/aao/2012-02-09.aspx>

³³ DRALGAS Portfolio Budget Statement 2012-13, p.56

http://www.regional.gov.au/department/statements/2012_2013/files/2012_13_Portfolio_Budget_Statement.pdf

図表-4-10 DRALGAS のスポーツ・レクリエーション関係予算（単位：千 AUD）

予算費目	2011-11	2012-13	2013-14	2014-15	2015-16
スポーツ・レクリエーションプログラム	59,707	31,886	32,432	32,701	33,044
特別会計支出	212	508	508	508	508
省費	2,761	6,680	6,728	6,790	6,843
予備費	323	97	109	127	131
歳出合計	63,003	39,171	39,777	40,126	40,526

(オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係

オーストラリアには、NSO（National Sporting Organisation、以下 NSO）と呼ばれる競技統括団体と、NSOD（National Sporting Organisations of people with Disability、以下 NSOD）と呼ばれる障害者競技の統括団体の2種類があり、いずれも ASC（Australia Sports Commission；オーストラリアスポーツコミッション）が統括機関となっており、スポーツ担当省である DRALGAS はこれら団体とは直接の監督関係になく、ASC という連邦政府独立行政機関（Australian Government Statutory Authority）を通じた関係にある。

2012年2月現在、NSO は 85 団体、NSOD は 8 団体が認定されている。

また、2012 年度において ASC より財政支援の対象となっているのは、NSO 全 85 団体のうち 55 団体と、NSOD の 8 団体である。

図表-4-11 NSO（ASC による財政支援の対象）の一覧 2012年2月現在³⁴

NSO	競技名	NSO	競技名
Archery Australia Inc.	アーチェリー	Orienteering Australia	オリエンテーリング
Athletics Australia	陸上	Australian Paralympic Committee	パラリンピック全般
Australian Football League	オーストラリアン・フットボール	Polocrosse Association of Australia Inc.	ポロクロス
Badminton Australia	バドミントン	Pony Club Australia	乗馬
Australian Baseball Federation Inc.	野球	Skate Australia Inc.	スケート
Basketball Australia	バスケットボール	Rowing Australia Inc.	ボート
Bicycle Motocross Australia Inc.	モトクロス	Australian Rugby League	ラグビー（15人制）
Bocce Federation of Australia	ボッチ	Australian Rugby Union	ラグビー（7人制）
Bowls Australia Inc.	ローンボウリング	Yachting Australia	セーリング
Boxing Australia Inc.	ボクシング	Australian International Shooting	射撃
Australian Canoeing Inc.	カヌー	Ski & Snowboard Australia	スキー・スノーボード
Cricket Australia	クリケット	Softball Australia	ソフトボール
Cycling Australia	自転車	Squash Australia Ltd	スカッシュ
Diving Australia Inc.	飛び込み	Surf Life Saving Australia	ライフセービング
Equestrian Federation of Australia	馬術	Surfing Australia	サーフィン
Australian Fencing Federation Inc.	フェンシング	Swimming Australia Ltd	水泳
Football Federation Australia	サッカー	Table Tennis Australia	卓球
Golf Australia	ゴルフ	Tennis Australia	テニス
Gymnastics Australia Inc.	体操	Tenpin Bowling Australia Ltd	ボウリング
Hockey Australia	ホッケー	Touch Football Australia	タッチフットボール

³⁴ ASC（2012）“National Sporting Organisations recognised by the Australian Sports Commission (as at February 2012)”
http://www.ausport.gov.au/_data/assets/pdf_file/0009/475884/Recognised_NS_O_and_NSODs_as_at_February_2012.pdf

第4章 オーストラリア

NSO	競技名
Australian Amateur Ice Racing Council	スピードスケート
Judo Federation of Australia Inc.	柔道
Australian Karate Federation Inc.	空手
Australian Lacrosse Association	ラクロス
Confederation of Australian Motor Sport Ltd	カーレーシング
Motorcycling Australia Ltd	モトクロス
Netball Australia	ネットボール

NSO	競技名
Triathlon Australia	トライアスロン
Australian University Sport	大学スポーツ全般
Australian Volleyball Federation	バレーボール
Australian Water Polo Inc.	水球
Australian Water Ski and Wakeboard Federation	水上スキー
Australian Weightlifting Federation Inc.	重量挙げ
Olympic Winter Sport Australia	冬季スポーツ
Wrestling Australia Inc.	レスリング

NSO (ASC による財政支援対象) 合計 55 団体

図表-4-12 NSO (ASC による財政支援対象でない) の一覧 2012 年 2 月³⁵

NSO	競技名
Australian Baton Twirling Association	バトントワリング
Australian Biathlon Association Inc.	バイアスロン
Australian Billiards and Snooker Council	ビリヤード
Australian Bobsleigh and Skeleton Association Inc.	ボブスレー/スケルトン
Australian Calisthenic Federation Inc.	徒手体操
National Campdraft Council Inc.	キャンプドラフト
Croquet Australia	クロケット
Dancesport Australia Ltd	ダンススポーツ
Darts Federation of Australia Inc.	ダーツ
Australian Dragon Boat Federation	ドラゴンボート
Australian Eight-Ball Federation Inc.	エイトボール
Australian Floorball Association	フロアボール
Australian Flying Disc Association	フライングディスク
Gaelic Football & Hurling Association of Australasia	ゲーリックフットボール
Gliding Federation of Australia	グライダー
Gridiron Australia Limited	アメリカンフットボール

NSO	競技名
Australian Handball Federation	ハンドボール
Hang Gliding Federation of Australia	ハンググライディング
Ice Hockey Australia	アイスホッケー
Ice Skating Australia Inc.	アイススケート
Australian Ju-Jitsu Federation Inc.	柔術
Australian Kung Fu (Wu Shu) Federation Inc.	中国武術
Modern Pentathlon Australia	近代五種
Oceania Muaythai Federation	ムエタイ
Australian Parachute Federation Inc.	パラシューティング
Australian Polo Council	ポロ
Powerlifting Australia	パワーリフティング
Synchronized Swimming Australia Inc.	シンクロナイズドスイミング
Australian Underwater Federation	潜水
Australian Axemen's Association	薪割り

NSO (ASC による財政支援対象でない) 合計 30 団体

図表-4-13 NSOD (すべて ASC による財政支援の対象) の一覧 2012 年 2 月

NSOD	競技名
Australian Sport and Recreation Association for Persons with an Intellectual Disability (AUSRAPID)	知的障害者スポーツ
Australian Athletes With a Disability	障害者スポーツ (切断手術者、脳性麻痺、車椅子)
Blind Sport Australia	視覚障害者スポーツ
Deaf Sports Australia	聴覚障害者スポーツ
Disabled Wintersport Australia	冬期障害者スポーツ
Riding for the Disabled Association of Australia	障害者向け乗馬
Special Olympics Australia	知的発達障害者スポーツ
Transplant Australia	移植者スポーツ

NSOD (すべて ASC による財政支援の対象) 合計 8 団体

³⁵ 前掲注

(2) スポーツに関する独立行政法人等

オーストラリアにおける、我が国の独立行政法人日本スポーツ振興センターのようにスポーツ団体や地方自治体への助成機能を有する全国レベルの公的組織に該当するものは、オーストラリアスポーツコミッション（ASC：Australian Sports Commission、以下ASC）であると考えられる。

ASCは、オーストラリアスポーツコミッション法（the Australian Sports Commission Act 1985）により1985年に設立され、現在は同法の1989年改正法（以下ASC法）を設置根拠法とする、オーストラリアのスポーツ行政を執行する機関である。

ASCは、本章の図表-4-2「APS エージェンシーのカテゴリー」に示した、公共サービス法の下で国家公務員を擁する機関としての4つのカテゴリーの何れにも属さない、オーストラリア政府独立行政機関（Australian Government Statutory Authority）である³⁶。

オーストラリア政府独立行政機関の定義は、「議会で制定された法の下に設立された政府の一部門」とされており³⁷、かかる機関は特別法により設置される³⁸。

ASCは、我が国における非公務員型の独立行政法人の在り方と似ており、ASCの長であるCEO（最高経営責任者）や部長級を含めたスタッフ全員は非公務員である。

なお、本項ではASCとあわせて、ASCの一部門として主として企業等民間からの寄付金を財源としてスポーツ関係支援を実施しているASF（Australian Sports Foundation；オーストラリアスポーツ財団）についても参考までに解説する。なお、ASFはASCのような独立行政機関ではなく、団体法（Companies Act）を設置根拠とする非営利の公的組織である。

³⁶ ASC Frequently Asked Questions <http://www.ausport.gov.au/about/jobs/staff/faq>

³⁷ ABN Lookup, Commonwealth Government Statutory Authority, Definition <http://www.abr.business.gov.au/EntityTypeDescription.aspx?Id=51>

³⁸ Australian Sports Commission Act 1989 <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516/Download>
<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516>

第4章 オーストラリア

(ア) オーストラリアスポーツコミッション (ASC)

①体制

ASC の業務執行は、委員会 (Board of Commissioners) の監督の下に行われる。委員会はスポーツ担当大臣から政治任用された議長を含む 12 人で構成されており、元スポーツ大臣で現在は ANZ 銀行など複数の民間企業で要職を務めている Warwick Smith 氏が 2010 年 7 月に議長に任命されている。委員会は ASC の補助金配分などのリソース管理を含む事業方針の全般事項を決定し、スポーツ大臣及びスポーツ担当省に対して報告責任を負う。

業務執行は CEO (最高経営責任者) の下に 3 つの部 (Division) が分掌している³⁹。CEO オフィスには現在、CEO を含め経営幹部 (Executives) が 4 人置かれている。CEO は、かつて陸上の五輪代表選手であり、前職はビクトリア州政府閣僚会議にて事務局長を務めていた官僚出身の Simon Hollingsworth 氏で、2011 年 9 月に委員会より任命された⁴⁰。

2012 年 6 月末現在の合計スタッフ数は約 740 人であり、この他に非正規雇用者が約 48 人置かれている。これらスタッフは、全員が非公務員である。

図表-4-14 ASC の業務分掌とスタッフ数 (全日換算、単位：人)⁴¹

Divisions (部)	業務分掌	正規スタッフ数		
		一般	期限付	
Chief Executive's Office	統括	3.0	3.0	0
AIS (Australian Institute of Sport)	結果を出すスポーツ活動推進のための戦略策定、世界クラスのアスリートを養成するための総合的支援、スポーツの国家的アプローチによる研究の実施。国内最大の総合研究訓練施設を首都特別地域において運営。	224.2	132.7	91.5
Sports Development	国家的スポーツ活動の支援、スポーツの可能性と限界の向上にかかる総合的支援、競技統括団体に対する補助金等の財政支援の企画、及び実施。	297.7	88.2	209.5
Corporate Operations	全国 70 か所のスポーツ施設・サイトの運営及び提供、各種情報サービスの提供、ASC の総務的マネジメント活動の実施。	215.6	209.6	6.0
正規スタッフ合計数		740.5	433.5	307.0

図表-4-15 ASC の地域別配置スタッフ数 (全日換算、単位：人)

地域	スタッフ数
オーストラリア首都特別地域 (キャンベラ)	505.2
ニューサウスウェールズ州	71.3
北部準州	7.0
クイーンズランド州	39.0
南オーストラリア州	29.0
タスマニア州	5.5
ビクトリア州	49.0
西オーストラリア州	27.5
海外	7.0
合計	740.5

³⁹ 2012 年 7 月の内部組織変更以前には、これら 3 課に Government Relations, Communications and Research を加えた 4 課体制であった。

⁴⁰ ASC The Executive http://www.ausport.gov.au/about/structure/the_executive

⁴¹ ASC(2012) Australian Sports Commission Annual Report, Appendix 5 Staffing statistics
http://www.ausport.gov.au/about/publications/annual_reports/annual_report_2011-2012
http://www.ausport.gov.au/_data/assets/pdf_file/0019/502804/ASC_Annual_Report_2011-12.pdf

図表-4-16 ASCの職階別スタッフ数 男女別（頭数、単位：人）

職階 (Classification)	女性	男性	計
Executive level (CEO、部長クラス)	1	4	5
ASC8 (副部長クラス)	5	8	13
ASC7 (課長クラス)	16	17	33
ASC6 (課長補佐クラス)	39	79	118
ASC5	67	59	126
ASC4	121	137	258
ASC3	52	33	85
ASC2	24	16	40
ASC1	6	1	7
Coach (コーチ)	7	35	42
合計	338	389	727

※全日換算数は採用手続中などの事情でポストが空席の者を含むが、本表は実働の頭数 (head counts) で示されているため、他の表とは合計人数が一致しない。

ASCのスタッフは独自に採用され、採用後はASCが定めた雇用契約 (enterprise agreement)⁴²をASCとの間で締結し、スタッフにはASCの職階とリンクした給与バンドに従って給与が支給されることとなっている。

雇用契約の対象とならないのは、上記の表では経営幹部のExecutive LevelとASC8 (Deputy General Manager positions; 副部長クラス)であり、これらの者は「上級公務員に準ずる職 (SES-equivalent positions)」として取り扱われ、政府との関係においてはCOMMON LAW上政府に従属するために、政府の方針に従うことが求められる職であるとされている⁴³。

ASC法第28条には、経営幹部のExecutive DirectorはASCの委員会により任命されること、及び、委員会は委員会メンバーをExecutive Directorに任命できないことを規定し、経営と執行の分離が図られている。

第29条には、Executive Directorが委員会の方針に従って業務を遂行することを規定している。ASC法にはCEOについての規定はないが、ASCにおいてExecutive DirectorはCEO1人のみである。

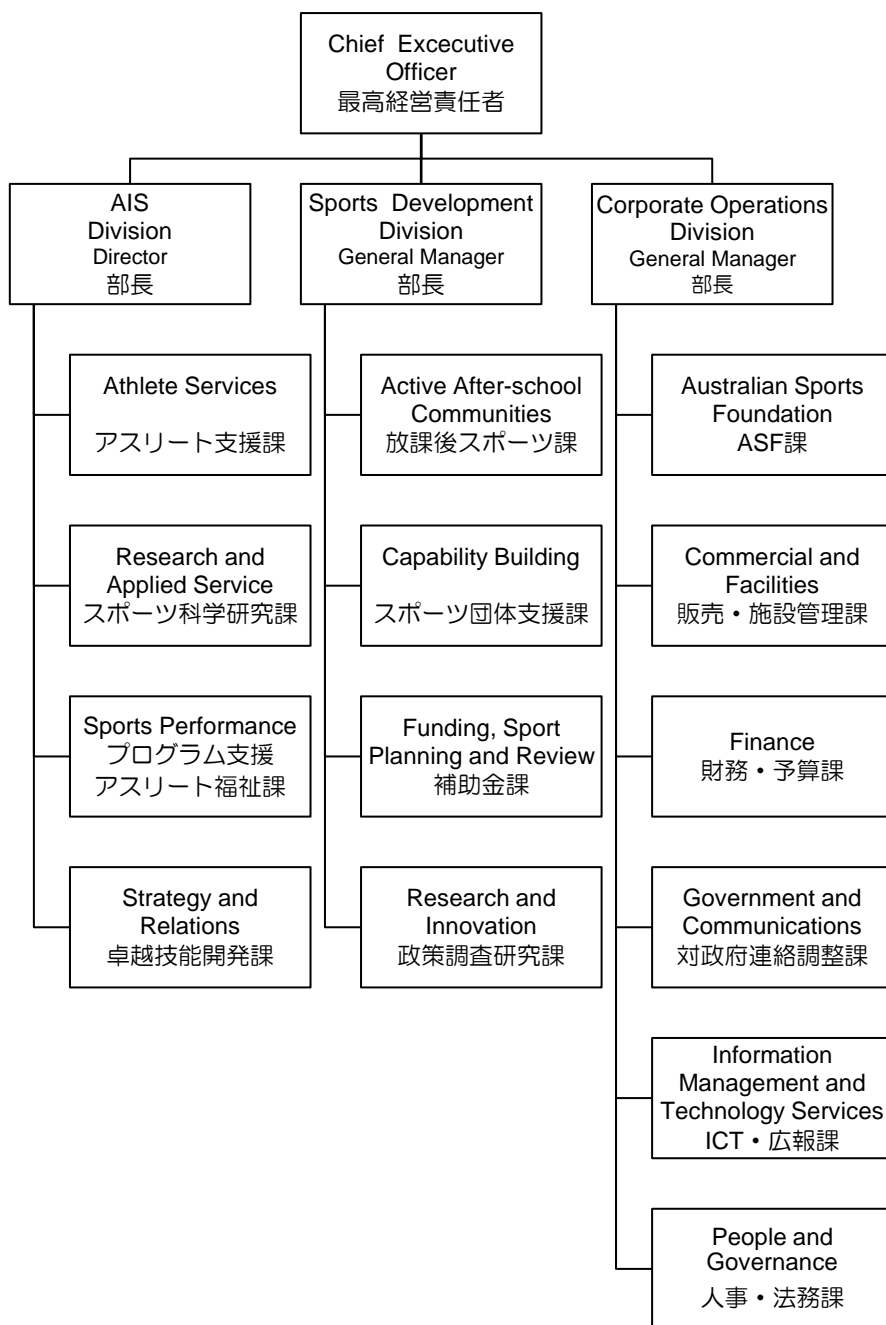
第32条に、Executive Officerの任期は5年以内とし、再任は可能とされている。第41条には、スタッフの採用権限がExecutive Directorにあることが規定されている。

部長(Director)も第30条において同様にASCの委員会から任命されることが規定され、第31条にExecutive Officerの方針・指示に従うよう定められている。なお、ASC法には、先に述べた「上級公務員に準ずる職」とされる副部長級に関しては特に規定されていない。

⁴² Fair Work Australia, Australian Sports Commission Enterprise Agreement 2011 – 2014
<http://www.cpsu.org.au/multiversions/7535/FileName/ASC%202011-14.pdf>

⁴³ ASC(2012) Australian Sports Commission Annual Report, p.63

図表-4-17 ASC の組織構成⁴⁴



⁴⁴ Australian Sports Commission Division and Branch Structure at November 2012
http://www.ausport.gov.au/_data/assets/pdf_file/0014/510413/ASC_Division_Diagram_2012-11.pdf

②権限の根拠

ASC の連邦政府に対する報告責任については、1997 年連邦機関及び国有会社法（Commonwealth Authorities and Company Act 1997）に規定されている⁴⁵。

ASC の設置根拠法であるオーストラリアスポーツコミッション法（the Australian Sports Commission Act 1989）は Part I から Part VIII までの全 8 章からなり、Part II「コミッションの設立、目的、機能及び権限」第 8 条に ASC の権限について規定されている⁴⁶。

第 8 条 権限

- (1) ASC は以下の必要とされる事項、またはその機能の実現に関連して特に実施が望ましいとされる事項を実施する権限を有する。
- (a) 契約の締結
 - (b) 不動産、動産の取得、保有、処分
 - (c) 国が ASC の活動のためにリースする土地建物の占有、使用、運営
 - (d) 補助金、貸付金、奨学金ほか支援の提供
 - (e) 代理人または弁護士を選任、他人のための代理人就任
 - (f) ASC の業務に従事するものの手配
 - (g) ASC または ASC の信託等に対する寄付金、補助金、遺贈金、遺贈財産の受領
 - (h) 建物、構築物の建設及び業務の遂行
 - (j) ASC のための商業的スポンサーの獲得、及び ASC が承認したスポーツに関連する商品またはサービスの媒介に関するマーケティング行為への関与
 - (k) ASC に関係する商標、シンボル等を用いた商品の製造及び販売
 - (m) ASC の施設を用いた物品サービスの販売行為に対する許可
 - (ma) クレジットカードを利用した商品またはサービスの購入
 - (n) その権限を行使するために行うあらゆる行為
- (2) ASC は以下の行為に対して料金を徴収する権限を有する。
- (a) ASC のリソース、または施設の利用、使用
 - (b) ASC が提供するプログラム、サービス、情報
 - (c) ASC が主催するイベント、活動への参加
- (3) ASC の権限は、オーストラリア国外においても有効とする。

③財源

ASC の収入は政府補助金のほか、物品サービス販売収入等の自己財源により構成されている。

図表-4-18 ASC の収入構造（単位：千 AUD）⁴⁷

収入区分		2011-12	2012-13
政府補助金		269,501	268,693
Outcome 1	地域スポーツの振興におけるチームスポーツの参画の向上	91,223	90,291
Outcome 2	国際スポーツにおける卓越した才能の選手の育成と支援	178,278	178,402
その他収入		45,173	47,313
	物品サービス販売収入	39,775	38,004
	受取利息	4,998	4,464
	その他	400	4,825
収入合計 Total Income		314,674	316,006

⁴⁵ Commonwealth Authorities and Companies Act 1997 <http://www.comlaw.gov.au/Series/C2004A05250>

⁴⁶ Australian Sports Commission Act 1989 <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516/Download>
 なお、第 8 条(1)項において、(i)と(l)は削除されている。

⁴⁷ ASC (2012) Australian Sports Commission Annual Report 2011-2012 p.122
http://www.ausport.gov.au/about/publications/annual_reports/annual_report_2011-2012

第4章 オーストラリア

④予算

図表-4-19 ASCの支出構造（単位：千AUD）

支出区分	2011-12			2012-13		
	Outcome 1	Outcome 2	計	Outcome 1	Outcome 2	計
人件費 Employee benefits	32,187	43,425	75,612	35,209	45,582	80,791
業務費 Suppliers	19,127	30,767	49,894	19,401	31,927	51,328
補助金 Grants	50,635	112,341	162,976	53,038	112,763	165,801
減価償却費 Depreciation and amortization	4,790	11,803	16,593	6,048	13,568	19,616
財務費 Finance costs	-	674	674	-	451	451
評価減及び減損会計 Write-down and impairment	51	92	143	567	421	988
外国為替差損 Foreign exchange losses	-	157	157	-	178	178
資産売却損 Losses from asset sales	7	175	182	60	215	275
その他 Other	182	251	433	296	217	513
債権放棄 Forgiveness of Loans	-	-	-	-	4,140	4,140
支出合計 Total Expenses	106,979	199,685	306,664	114,619	209,462	324,081

図表-4-20 ASCのNSOに対する財政支援の種類

種類	概要
AIS Allocation	Australian Institute of Sport を通じて行う財政支援
High Performance	オリンピックなどの国際競技大会に向けたチームの選手強化に対して連邦政府より毎年度付加的に設定される非経常的補助金で、配分は前年度の実績と期待値により決定する
Sport Participation	NSO に対する経常的補助金
Other	その他チームや競技の性質によって補助されるもの

図表-4-21 ASCのNSOに対する財政支援実績の推移（単位：AUD）⁴⁸

	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11	2011-12
AIS Allocation	20,852,400	20,712,500	20,844,349	20,985,305	21,161,472	19,896,220
High Performance	50,177,287	53,212,984	58,725,582	51,190,837	75,009,400	83,189,900
Sport Participation	5,791,400	5,826,100	5,766,100	57,989,600	18,873,600	19,353,600
Other	6,676,990	6,436,197	7,672,586	7,147,900	5,345,831	12,137,705
合計 Total	83,498,077	86,187,781	93,008,617	85,122,642	120,390,303	134,577,425

図表-4-22 ASCのNSOに対する財政支援実績 2011年度（単位：AUD）⁴⁹

	AIS allocation	High performance	Sport participation	other	財政支援合計額
アーチェリー	0	600,800	27,200	0	628,000
陸上競技	1,528,539	5,577,000	696,400	233,165	8,035,104
オーストラリアン・フットボール	194,063	5,000	966,000	0	1,165,063
バドミントン	0	425,000	177,000	30,000	632,000
野球	0	1,347,000	386,000	0	1,733,000
バスケットボール	1,506,733	3,732,100	716,400	160,000	6,115,233
モトクロス	0	458,500	132,500	8,000	599,000
ポッチ	0	26,000	25,000	0	51,000
ローンパウリング	0	667,200	636,800	3,600	1,307,600

⁴⁸ ASC が各年発行する年次報告書（Annual Report）よりまとめたもの。

<http://www.ausport.gov.au/about/publications>

⁴⁹ ASC（2012）Australian Sports Commission Annual Report, Appendix 2 pp.124-125

第4章 オーストラリア

	AIS allocation	High performance	Sport participation	other	財政支援合計額
ボクシング	0	1,081,000	54,000	0	1,135,000
カヌー	807,204	2,816,500	108,000	0	3,731,704
クリケット	432,001	66,000	1,116,000	765,200	2,379,201
自転車	1,584,022	5,443,000	460,000	1,350,000	8,837,022
飛び込み	669,655	1,421,800	27,200	0	2,118,655
馬術	0	2,239,000	337,000	118,300	2,694,300
フェンシング	0	35,400	26,600	0	62,000
サッカー	1,368,437	1,336,600	916,000	2,059,000	5,680,037
ゴルフ	0	858,400	501,600	0	1,360,000
体操	616,763	1,774,000	816,000	0	3,206,763
ホッケー	1,268,599	4,913,200	661,800	275,000	7,118,599
スピードスケート	0	83,000	0	0	83,000
柔道	0	667,800	16,200	0	684,000
空手	0	3,000	83,000	0	86,000
ラクロス	0	0	50,000	0	50,000
カーレーシング	0	304,200	64,800	0	369,000
モトクロス	0	382,600	64,400	0	447,000
ネットボール	639,973	1,397,100	979,900	1,295,000	4,311,973
オリエンテーリング	0	86,000	100,000	0	186,000
ボロクロス	0	61,000	60,000	0	121,000
乗馬	0	30,000	25,000	0	55,000
ボート	1,590,235	5,511,600	389,400	250,000	7,741,235
ラグビーリーグ	191,858	5,000	816,000	0	1,012,858
ラグビーユニオン	258,908	355,000	666,000	950,000	2,229,908
セーリング	813,320	4,783,600	546,400	1,300,000	7,443,320
射撃	0	1,859,800	76,200	0	1,936,000
スケート	0	0	686,000	150,000	836,000
スキー・スノーボード	0	824,100	216,400	150,000	1,190,500
ソフトボール	377,839	1,439,200	411,800	0	2,228,839
スカッシュ	463,412	642,600	218,400	0	1,324,412
ライフセービング	0	855,400	411,600	35,440	1,302,440
サーフィン	0	923,400	586,600	480,000	1,990,000
水泳	1,571,147	7,330,000	1,116,000	445,000	10,462,147
卓球	0	103,800	198,200	0	302,000
テニス	483,880	0	966,000	0	1,449,880
ボウリング	0	80,000	225,000	0	305,000
タッチフットボール	0	120,000	450,000	0	570,000
トライアスロン	556,155	1,503,600	346,400	0	2,406,155
大学スポーツ	0	460,000	50,000	0	510,000
バレーボール	1,390,270	1,491,000	364,000	0	3,245,270
水球	542,517	2,115,000	61,000	0	2,718,517
水上スキー・ウェイク	0	161,000	0	0	161,000
重量挙げ	0	362,600	21,400	0	384,000
レスリング	0	55,000	0	0	55,000
パラリンピック協会	304,711	13,045,000	300,000	80,000	13,729,711
冬期オリンピック協会	735,979	1,325,000	0	2,000,000	4,060,979
NSO 合計	19,896,220	83,189,900	19,353,600	12,137,705	134,577,425

図表-4-23 ASC の NSOD に対する財政支援実績 2011 年度 (単位: AUD)

	AIS allocation	High performance	Sport participation	other	財政支援合計額
障害者スポーツ (切断手術者、脳性麻痺、車椅子)	0	210,000	0	0	210,000
知的障害者スポーツ	0	100,000	0	0	100,000
視覚障害者スポーツ	0	65,000	0	0	65,000
聴覚障害者スポーツ	0	85,000	200,000	3,000	288,000
冬季障害者スポーツ	0	60,000	0	0	60,000
障害者向け乗馬	0	100,000	0	0	100,000
知的発達障害者スポーツ	0	445,000	0	100,000	545,000
移植者スポーツ	0	70,000	0	0	70,000
NSOD 合計	0	1,135,000	200,000	103,000	1,438,000

⑤スポーツ担当省との関係

オーストラリアスポーツコミッション法 (the Australian Sports Commission Act 1989) Part II 「コミッションの設立、目的、機能及び権限 (Establishment, objects and powers of the Commission)」の第 11 条には、「大臣による指示 (Minister may give directions)」として、次のように規定されている⁵⁰。

<p>11 大臣による指示</p> <p>(1) 大臣は第(2)項に定める事項について、ASC がその機能を実行するために執行する政策及び活動に対して書面により指示を行うことができ、ASC はこれに従わなければならない。</p> <p>(2) 第(1)項に基づく大臣の ASC に対する指示は、次の方法によらずに行うことができない。</p> <p>(a) 大臣が ASC に指示を行うことを書面で通知し、かつ</p> <p>(b) 委員 (Chairperson) に大臣から提示された指示の必要性について検討の余地を与えること</p> <p>(3) 大臣は第(1)項の指示についてその写を次の方法で公開しなければならない。</p> <p>(a) 下した指示の内容を可及的速やかに官報に公告すること</p> <p>(b) 下した指示について国会会期中 15 日以内に上下両院に対し報告すること</p>
--

このように、ASC はスポーツ大臣の指揮命令下にあるが、大臣の命令の内容は情報公開され、秘密に指示がなされることがないように法に規定されている。

地域開発地方自治体芸術スポーツ省 (DRALGAS) のスポーツ室を担当する事務次官以下数人の官僚スタッフは当然に大臣の指揮命令下にあるが、ASC に対する関与が法に規定されている者ではないため、スポーツ担当省である DRALGAS はあくまでも ASC と対等に位置づけられ、DRALGAS の官僚スタッフはスポーツ大臣と ASC とのリエゾンの役割を担っているものと考えられる。

なお、2011-12 年度における人員規模を見れば、DRALGAS の 19 人に対し、ASC は 740 人と、スポーツ政策形成部門である省と比べてスポーツ行政機能執行部門である ASC の方が、マンパワーにおいて圧倒的に大きな存在である。このような運用がなされている理由を考察すれば、以下のようなメリットに着目しているものと考えられる。

⁵⁰ Australian Sports Commission Act 1989
<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516/Download>
<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516>

- オーストラリアが自治権を有する州により構成された連邦国家であることから、中央のスポーツ政策による財政支援等を地域の事情に応じて実施するために、公務員によらない採用の柔軟性のある組織である ASC の方が、行政サービスを全国に行き届かせることを可能にすること
- 地域主体のスポーツ振興と国家を代表するトップレベルアスリートの養成は不可分であり、むしろ連続性に鑑みた政策形成が求められることから、連邦政府の関与は専ら連邦レベルのサービス企画に止まり、ASC がスポーツの現場においてサービス給付を実施することで現場の声をくみ上げ、連邦全体のスポーツ行政企画に反映することが期待されること
- スポーツ行政の執行にあたっては、ナショナルコーチやドクターなど専門技術や専門的知識・経験を有するスタッフが多数関与することから、これらを公務員とするよりも民間職にするほうが実際の運用上効率的であること

第4章 オーストラリア

(イ) オーストラリアスポーツ財団 (ASF)

①体制

ASF は、General Manager 以下合計 8 人のスタッフの体制により運営されている。

ASF の業務運営は、ASC の Corporate Division の下に設置された ASF 課によりバックアップされており、ASF 課の人員リソースの使用実績に応じて ASC からの財政支援額がマイナス調整されるという仕組みが講じられている。

ASF は民間から資金集めを行い、寄付金収入を地域のスポーツ施設等の整備資金として補助金という形で交付することを目的とした非営利の公的機関である。

1986 年の設立以来、約 220 百万豪ドルの寄付金を集め、2012 年単年の補助金交付額は 13.5 百万豪ドルであった。

補助金の対象となるのは、ASF に登録申請がなされて ASF の認定を受けた地域の公立スポーツ施設整備プロジェクトであり、かつグラウンドや競技施設のようなスポーツに使用される部分の改修、修繕等に限定される。

また、施設整備のみならず、ゴールポストや陸上のハードル等、特定のスポーツ用品の購入資金も補助金の対象となるほか、遠征費用や主要大会の開催費等も申請ベースで補助するとされている。補助金申請と登録はオンラインで行われ、2013 年現在、合計 586 プロジェクトが登録されている。

なお、施設整備の補助を実施する先を特定した寄付金や、寄付金に対する補助金申請の紐付けはできない。そのため、大口寄付者の公表は行なわれていない。

②権限の根拠

ASF の設置及び権限の根拠は、オーストラリアスポーツコミッション法 (the Australian Sports Commission Act 1989)⁵¹ の第 10 条に規定されている。

10 Australian Sports Foundation

(1)本法の施行に伴い、ASC は、1986 年 2 月 18 日に首都特別地域において団体 (Company) として設立された「オーストラリアスポーツ援助財団 (Australian Sports Aid Foundation)」について、1985 年オーストラリアスポーツコミッション法 (注：改正前の同法) 第 8 条に基づき、「オーストラリアスポーツ財団 (Australian Sports Foundation)」と名称変更する。

(2)当団体は前項(1)に従って名称変更した後に、その名称を変更することは認められない。

(3)当団体の目的は、オーストラリアのスポーツの発展のために資金集め (raise money) を行うことである。

(4)当団体が ASC との関係においてその機能を果たすために必要とされる事項以外については、当団体は ASC が与えていない権限を行う権限を持たない。

③財源

ASF の財源のほとんどは寄付金により賄われており、運営事業費に対する不足分についてのみ ASC から財政手当を受けている。

⁵¹ <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006C00516>

④予算

図表-4-24 ASFの財務状況(単位:AUD)⁵²

		2011	2012
支出 ①		14,569,146	21,285,990
	人件費	565,379	586,415
	事業費用	122,172	155,204
	補助金交付	13,881,595	20,544,371
収入 ②		17,924,976	20,929,172
	寄付金収入	17,769,687	20,758,930
	受取利息	147,289	163,992
	その他	8,000	6,250
調整費 ③	ASCによる人的支援	574,922	592,219
総収入 ④	(②+③)	18,499,898	21,521,391
純支出 ⑤	(①-④)	▲3,930,752	▲235,401
政府支援額		3,930,752	235,401

⑤スポーツ担当省との関係

ASFとASCはASC法に基づいた指示系統にあるASCの一部門であるが、ASFとスポーツ担当省であるDRALGASとの関係は間接的である。スポーツ目的の寄付を集めるためには政府公認のステータスに基づく寄付者の税額控除の制度が不可欠であり、寄付金が公的なスポーツ施設の整備資金として用いられるためにDRAGLAS-ASCという枠組みの中で管理されることは理想的な形態と考えられる。

なお、ASFのスポーツ担当大臣に対する財務報告は、ASCの財務報告にセットされてASCよりなされている。

⁵² ASF Financial Statements

http://www.ausport.gov.au/_data/assets/pdf_file/0017/502802/ASF_Financial_Statements.pdf

第4章 オーストラリア

(3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野

(ア) 障害者スポーツ

障害者スポーツは、ASC がオーストラリアパラリンピック委員会に対して財政支援を行うという形で関与している⁵³。ASC は 2007 年 12 月から 2010 年 9 月にかけて保健高齢化省のポートフォリオにあったが、保健行政と障害者スポーツ政策の関連付けはもとより行われておらず、あくまでも ASC によるスポーツ行政執行の枠組みのなかで実施されている。

(イ) 学校体育

オーストラリアの学校体育は Physical Education または Physical Activities などと呼ばれているが、教育行政にかかる連邦と州の役割分担は次のようになっている⁵⁴。

【連邦政府の役割】

- (1) 全国的な教育政策・職業訓練政策を実施し、教育内容の一貫性・整合性を図るとともに、教育水準を確保すること
- (2) 大学（私立を含む）などの高等教育や後期中等教育で職業訓練教育を実施する VET への財政支援
- (3) 初等・中等教育（私立学校）への財政支援
- (4) 財政不足の州・特別地域への財政支援
- (5) 教育結果の収集・管理、財政支援の配分、教育機関の評価
- (6) アボリジニ、トレス海峡諸島民、難民などへの教育訓練
- (7) 学生への奨学金

【州政府の役割】

- (1) 就学前教育、初等・中等教育（公立学校）、専門学校である TAFE に関する政策の企画・立案及び財政支援
- (2) VET に関する政策の企画・立案及び財政支援

学校教育制度に関する連邦政府の行政事務は、全国的な教育制度の確立のために「州に協力する」という役割に限定されている。連邦は専ら州に財政支援を行うが、政策形成のイニシアティブは限定的であって、各州の意見を総合調整する役割以上の事項には関与しない。すなわち、連邦政府と各州の教育担当大臣によって構成される教育・幼児能力開発・青少年問題に関する行政審議会（MCEECDYA : Ministerial Council for Education, Early Childhood Development and Youth Affairs）を通じて各州の意見を集約し、同審議会が連邦政府に提言を行うという形式で連邦全体の教育制度の調整が図られている。

スポーツ担当省が学校体育に対して間接的に実施している支援に、ASC を通じたプログラム補助金制度がある。ASC は、全国の小学校に対して AASC（Active After-school Communities）というプログラム補助金制度を 2005 年より導入し、現在 3,270 校に対して

⁵³ ASC (2012) Australian Sports Commission Annual Report, p.19

⁵⁴ http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/sp_jimu/202_4/index.html

資金の支援を行っている⁵⁵。AASC は、その実施のために全国を東西南北の4つのゾーンに分けて60か所に同プログラム推進支援のためのセンターが設置され、小学校を対象として、以下の条件を満たす課外スポーツ活動を実施する小学校に財政支援を実施するものである⁵⁶。

- 放課後の午後3時から5時半までの間の活動であること
- 1セッションあたり60分以上のスポーツ活動または身体運動であること
- 参加するすべての生徒が同活動に60分間を費やすこと
- 一週間に2～3セッションを7週間連続して実施できること
- 補助金の対象期間（Term 1 から Term 4 までの4期間）にわたる活動を約束すること
- 活動期間中の要件（参加生徒人数あたりの指導員数等）に関して学校が責任をもって監督すること
- 補助金交付期間中に AASC の無料コーチング研修を何れかの指導員が受講すること

財政支援の対象となる費用は、次のとおりである。

- 地域のコーチに対する謝礼金（fees）
- 監督費／栄養を考慮したおやつ費用
- スポーツ施設利用料
- 学校～スポーツ施設間の生徒送迎費用
- 用品購入費

（ウ）スポーツ施設・公園整備

オーストラリア連邦の統治は、連邦、州、地方政府という3層構造において立法がなされ（three levels of law-making）、公園や運動場、プールなどの公営施設は一般的に地方政府が整備・運営を所管するものとされている⁵⁷。

現在のスポーツ担当省である地域開発地方自治体芸術スポーツ省（DRALGAS）は、同省がスポーツ行政事務とともに所管している地域・地方政府行政事務において、全国的なスポーツ施設やスポーツ公園の整備にかかる支援施策を実施している⁵⁸。

DRALGAS による RDAF（Regional Development Australia Fund）というプログラム補助金は、Round One からはじまり現在 Round Four に入っているが、第2期にあたる Round

⁵⁵ ASC AASC

<http://www.ausport.gov.au/participating/aasc>

なお、2011年8月31日時点で、ASCの職員総数754.2人（フルタイム換算）のうち、Active After-school Communitiesに従事する職員は197.5人であった。

出典：Australian Sports Commission and Australian Institute of Sport: Staffing (Question No. 617)

http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/105fc018-5ff2-43f9-aa66-78a646cd1646/0313/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf

⁵⁶ AAAC About the Program

<http://www.ausport.gov.au/participating/aasc/about/faqs/Program>

⁵⁷ http://www.peo.gov.au/students/cl/governing_making-laws.html

<http://www.grandpapencil.net/austral/democracy/govern.htm>

⁵⁸ <http://www.regional.gov.au/sport/sportandrec.aspx>

第4章 オーストラリア

Two では、46 の地方政府に対して 199,763,780 豪ドルの補助金支援を実施し、多数の地方スポーツ施設の拡充・整備のための資金として活用されている⁵⁹。

また、政府機関ではないが、AALARA (Australian Amusement, Leisure, and Recreation Association Inc.) という全国的なアミューズメント、レジャー、レクリエーションの民間の施設を統括する団体があり、政府から peak national body の認定を受けている⁶⁰。

(エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり

保健・高齢化省 (The Department of Health and Aging) は運動 (physical activity) に関する研究、啓発を実施している。疾病予防や健康維持のために必要な栄養指導や適度な運動については子どもと青年、成人、高齢者の3層に対して定期的に調査を実施しており、現在は成人と5~18歳の子ども2層に対する身体活動のガイドライン (National Physical Activity Guidelines) を発出している。

ガイドラインの概要は次のようなものである⁶¹。

- 成人：最低 30 分間の適度～活発な身体運動を毎日行うこと
- 5~18 歳の子ども：最低 60 分間の適度～活発な身体運動を毎日行い、電子メディアを用いた娯楽活動 (例：コンピューターゲーム、テレビ、インターネット) は毎日2時間以内とすること

(オ) スポーツ産業の振興

オーストラリア連邦政府によるスポーツ用品メーカーの政策的な支援や企業スポーツ振興のための政策は特段講じられていないようである。

観光業については、資源・エネルギー・観光省 (Department of Resources, Energy and Tourism) が実施している TIRF (Tourism Industry Regional Development Fund) Grant というプログラム補助金があるが、スポーツツーリズムと関連づけられてはいない⁶²。

<http://www.ret.gov.au/tourism/business/tirf/Pages/index.aspx>

なおオーストラリア統計局は、不定期にスポーツ産業に関する統計結果を公表している。最新版は2011年12月20日公表の“4156.0 - Sports and Physical Recreation: A Statistical Overview, Australia, 2011”であり、スポーツに関するサービス産業、製造業、卸売業、小売業について、主に2005-06年の産業分類別データを用いた業界規模、売上高、従業員数等のデータが得られる⁶³。

⁵⁹ http://www.regional.gov.au/regional/programs/rdaf_round_two.aspx

<http://www.regional.gov.au/regional/programs/files/rdaf-summary-20120717.pdf>

⁶⁰ <http://www.aalara.com.au/who-we-are/about-aalara>

⁶¹ Physical Activity Research and Statistics

<http://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/health-pubhlth-strateg-active-evidence.htm>

⁶² <http://www.ret.gov.au/tourism/business/tirf/Pages/index.aspx>

⁶³ <http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/4156.0~2011~Chapter~Industries?OpenDocument>

3. 参考文献

【日本語文献】

- 村松帝 (2013)「オーストラリアだより 財政黒字化が達成された理由：オーストラリアの財政政策」月刊自治研 55 (640)
- WIP ジャパン (2012)「スポーツ政策調査研究 (ガバナンスに関する調査研究)」第3章 オーストラリア
- 矢部明宏 (2012)「立法情報 オーストラリア議会サービス法等の改正」国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法・立法情報・翻訳・解説 (251-1) 2012.4
- 齋藤憲司 (2009)「共和制移行論議ーオーストラリアのモデル」国立国会図書館調査及び立法考査局「オーストラリア・ラッド政権の1年 総合調査報告書」
- 総務省 (2009)「行政情報の整備方策に関する調査研究」
- 田中秀明 (2004)「財政ルール・目標と予算マネジメントの改革 ケース・スタディ①：オーストラリア」経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 04-J-033
- 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2003)「オーストラリアの憲法事情」
- 小池治 (2001)「オーストラリアにおける行政改革の理念と政治過程」横浜国際経済法学第9巻第3号
- 辻博之 (1999)「オーストラリアにおける行政改革ー成果と課題」自治体国際化フォーラム (118)

【英語文献】

- Mick Green & Barrie Houlihan (2012) "Development of sport policy in Australia, Canada and the United Kingdom" Routledge Online Studies on the Olympic and Paralympic Games: Volume 1, Issue 49, 2012
- Bob Stewart, Matthew Nicholson, Aaron Smith & Hans Westerbeek (2012) "Sport policy foundations" Routledge Online Studies on the Olympic and Paralympic Games: Volume 1, Issue 48, 2012
- ASC (2012) "National Sporting Organisations recognised by the Australian Sports Commission (as at February 2012)"
- ASC (2012) "Australian Sports Commission Annual Report"
- Department of Regional Australia, Local Government, Art, and Sport, Annual Report 2011-12
- Portfolio Budget Statements 2012-13, Regional Australia, Local Government, Arts and Sport Portfolio
- DRALGAS Portfolio Budget Statement 2012-13
- James Whelan (2011) "The State of the Australian Public Service - An alternative report" Staffing the public service
- Reform of Australian Government Administration: Building The World's Best Public Service (2009)
- Russell Hoye, Graham Cuskelly (2006) "Sport Governance" Routledge
- Mick Green (2007) "Olympic glory or grassroots development?: Sport policy priorities in Australia, Canada and the United Kingdom, 1960 – 2006" The International Journal of the History of Sport, Volume 24, Issue 7, 2007
- Sally Young and Joo-Cheong Tham (2006) "Political finance in Australia : a skewed and secret system" The Australia National University, School of Social Sciences
- Patrick Weller (1987) "Assistant Minister and Mega-department: Perspective and Prospects" Canberra
- Bulletin of Public Administration, No.52, October 1987
- Australian sports publications archive
https://secure.ausport.gov.au/clearinghouse/Library/archive/digital_archive

第4章 オーストラリア